

# 松阪市地域福祉計画

三重県 松阪市 平成20年(2008年)3月



# 松阪市地域福祉計画

三重県 松阪市 平成20年(2008年)3月





## 市長のあいさつ

皆様のご協力により、松阪市地域福祉計画が完成いたしました。

私は、この地域福祉計画の策定にあたり、平成 16 年度から平成 17 年度にかけて、各地域で地区座談会を開催させていただき、皆様に、地域福祉計画に対する想いをお伝えしました。それは、この計画が、障がいの有無や年齢に関わらず、だれもが尊厳をもって家庭や地域で、その人らしく暮らせるように、お互いが助け合い、支え合える地域社会を築き上げていくためのものであり、そのためには、市民の皆様の積極的なご参加が必要不可欠であるというものでありました。

この想いをご理解いただく中で、それぞれの地域で、地域福祉を切り口とした地域課題についてご議論いただき、約 5,000 にも上る課題をご提出いただきました。

平成 17 年度末から、これらの地域課題を 7 つのテーマに分け、中学生・高校生にもご参加いただいた 100 人委員会を設置し、熱心な討議を重ね、平成 18 年度末には、各グループのまとめの発表会を行っていただきましたが、いずれのグループも大変、熱意のこもった活気ある発表をしていただいたとお聞きしております。

そして、今年度に入り、100 人委員会の各グループから選出いただいた編集委員により具体的な計画書の策定を進め、皆様の熱意をそのまま受け継いだ形で、この地域福祉計画が作り上げられました。

この 4 年間にも及ぶ市民の皆様の情熱を、松阪市といたしましても真摯に受け止めながら、引き続き、市民の皆様との協働に視点を置き、地域福祉を推進してまいりたいと考えており、「だれもが主役 地域の絆による支え合いのまち 松阪」の実現のためにも、市民の皆様には自分が主人公であり誰かを助け、誰かに支えられるという意識をもって計画の推進にご協力をいただきますようお願い申し上げます。

また、平成 20 年度は、松阪市社会福祉協議会で、これまで以上に地域固有の課題を解決できるよう、小地域の松阪市地域福祉活動計画づくりを進めていただくこととしています。この活動計画は、より具体的で各地域の課題を解決するための計画づくりとなりますが、地域マネジメントシステムで示す地域計画と連動していけば、これまでにない住民自治がより推進され、「心豊かな町並み」の実現に繋がっていくものと考えており、これまで関わりを持たれた方をはじめ多くの方のご参加をお願い申し上げますとともに、ご協力とご支援を賜りたいと存じます。

結びに、ご協力いただきました多くの市民の皆様にご心より感謝と御礼申し上げ、松阪市地域福祉計画策定にあたってのごあいさつといたします。



松阪市長 下村 猛

# 目 次

## 市長のあいさつ

はじめに 100人委員会の軌跡	1
第1節 取り組みの概要と経過	2
第2節 100人委員会の取り組みの様子	4
第1章 策定にあたって	7
第1節 地域福祉計画策定の背景	7
第2節 地域福祉計画とは	10
第3節 計画の期間	11
第4節 計画の位置づけ	12
第5節 計画の策定体制	14
第2章 計画の理念と基本目標	17
第1節 計画の基本理念	17
第2節 計画の基本目標	20
第3章 地域福祉推進の重点施策	23
第1節 基本目標1「絆 人と人とのつながりのあるまち」を実現するために	24
第2節 基本目標2「立 一人ひとりが主役になれるまち」を実現するために	33
第3節 基本目標3「安 安心して暮らせるまち」を実現するために	44
第4節 基本目標4「学 意識を高め、学びあうまち」を実現するために	55
第5節 基本目標5「伝 歴史と文化を大切に伝えていくまち」を実現するために	62
第6節 5つの目標の関係	69
第7節 地域福祉における圏域の考え方	70
第4章 計画の推進	73
第1節 計画の推進体制	73
第2節 計画の普及・啓発	74
第5章 芽吹いた芽を地域で育てていくために	75
第1節 100人委員会の取り組みを通じての学びや気づき	75
資料編 統計に見る松阪市の現状	79
松阪市地域福祉計画編集委員会名簿(18名)	89
松阪市地域福祉計画編集委員会規則	90
編集後記	92

# はじめに

## 100 人委員会の軌跡

平成 12 年（2000 年）に改正された社会福祉法において、「地域福祉の推進」が基本理念のひとつに掲げられ、市町村による地域福祉計画の策定が規定されました。そのなかで、地域福祉計画の策定にあたっては、地域福祉の担い手としての地域住民の参加や参画は不可欠な理念として位置づけられています。こうした地域住民の参加や参画を実現するため、松阪市では、平成 16 年度（2004 年度）から平成 17 年度（2005 年度）にかけて地区座談会を実施、平成 17 年度（2005 年度）末から平成 18 年度（2006 年度）に 100 人委員会を開催し、協議を積み重ねてきました。

本章では、松阪市における住民参加の過程がどのようなものであったのか、100 人委員会の取り組みを振り返り、その成果を検証していきます。なお、本章は、100 人委員会のメンバーであり、かつ「松阪市地域福祉計画編集委員会」の委員でもある住民の方々と各 100 人委員会に実際に参加し、住民のサポートを担当した職員への聞き取り調査をもとに構成されたものです。

### 地区座談会とは

地区座談会は、本庁管内 25 地区（おおむね小学校区単位）と地域振興局管内 16 地区の計 41 地区で各地域の住民に集まってもらい、地区ごとに住民の意見を聞く場として開催されました。海から山まであるいは市街地を含めたそれぞれの地域に個性があるという松阪市の特徴を計画に活かすためです。生活の困りごとから地域の課題まで、それぞれの地区で今までにないたくさんの地域の意見を集約することができました。100 人委員会は、この地区座談会での意見をもとに話し合いが進められました。つまり、地区座談会で集約された意見が地域福祉計画の基盤になっているのです。

### 100 人委員会とは

100 人委員会は、地区座談会での課題をまとめ、それを解決していく方策を考え、地域福祉計画の具体的な内容を住民参加で協議するために結成されました。「100 人委員会」という名称ですが、100 人だけに限ったものではなく、「大勢の」という意味を持っています。松阪市の 100 人委員会では 117 人の住民の参加を得ました。

100 人委員会には、地区座談会で得た課題を整理し、解決策をまとめるという役割があります。また住民のみなさんが相互に意見を交換し、学びあうことで、地域福祉の課題を把握・共有化し、解決策を見出していくという目的もあります。これには住民が主体となって住民の意見を取り入れた計画を策定していくという市としての思いや、その過程を通じて地域の課題を知り、地域での具体的な活動につなげ

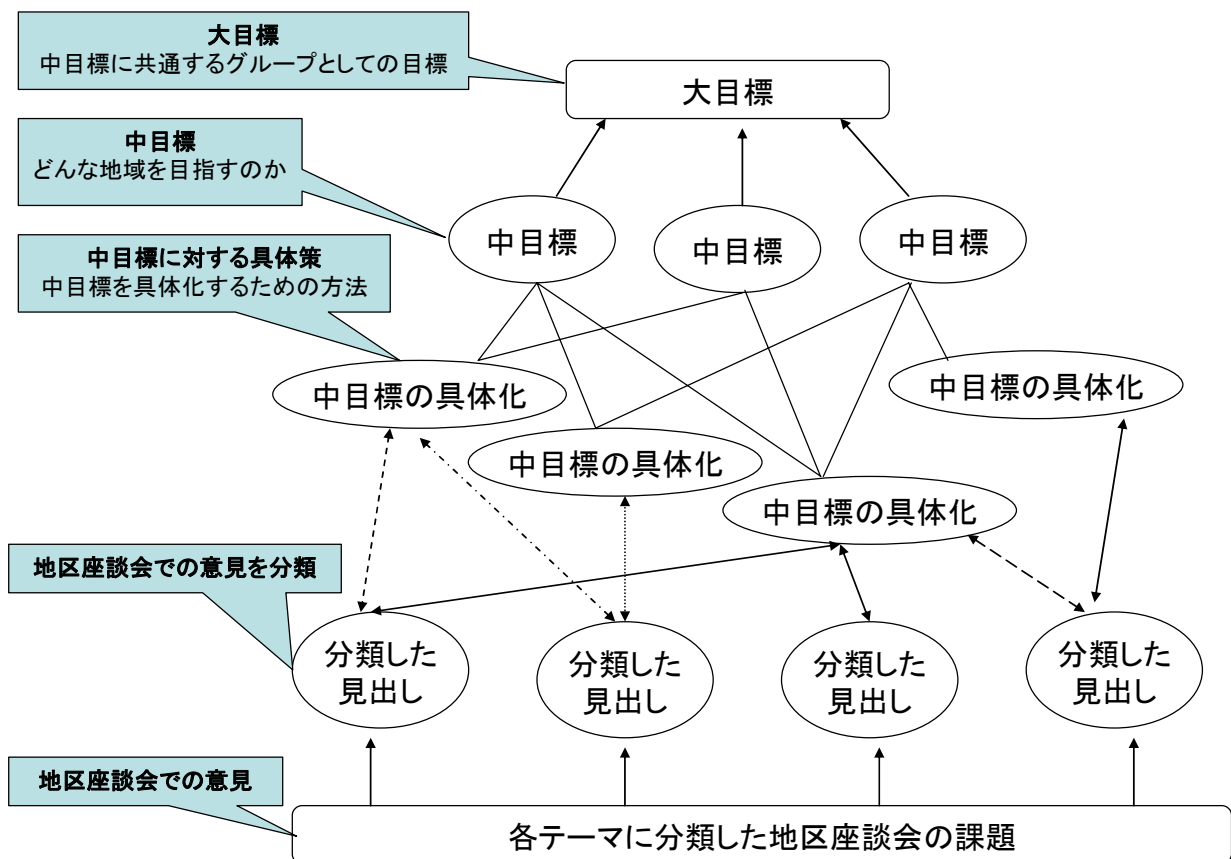
ていくというねらいが込められています。そのため、今回の地域福祉計画の策定では、この100人委員会の取り組みが計画策定の中心的な役割を担うことになったのです。

このように、松阪市の地域福祉計画策定にあたっては、住民参加の取り組みが重要な役割を果たしてきました。それでは、実際の住民参加の過程はどのようなものだったのでしょうか。本章では100人委員会の取り組みを振り返り、その軌跡を追います。

## 第1節 取り組みの概要と経過

100人委員会の取り組みは、委員である住民が7テーマ、14グループに分かれ、図1のような「完成形」をあらかじめ設定・共有し、地区座談会での意見を話し合いによってまとめていくという手順で進められました。また、各グループでの協議がどのように進められていったのか、おおよその流れについても示しました。

なお、7つのテーマは、地区座談会において出された地域の課題をもとに、設定され（地域活動／高齢者／子ども／環境／防災／交通／健康・障がい・その他）、それぞれ同じテーマについて2つのグループがつけられました。



100人委員会の手順と流れ





第2回目の100人委員会での意見分類の様子  
 第2回目はグループ内で自分たちのテーマについて話し合い、イチゴパックを使って一つ一つの意見を種類分けし、それぞれのイチゴパックに見出しをつけていきました。

### 100人委員会の全体の流れ

- ▼市長の地域福祉計画への思い・地域福祉計画についての説明(第1回)
  - ▼グループのテーマ・リーダー決定
  - ▼課題の整理(第2、3回)
  - ▼中目標の設定
  - ▼大目標の設定(第4回)
  - ▼中目標の具体化
  - ▼中目標の具体化と達成のための具体策との関連づけ(第5、6回)
  - ▼発表会の準備(第6回)
  - ▼発表会
  - ▼発表会のアンケート結果・編集委員の選出(第7回)
- 15名の委員が編集委員会へ



100人委員会での話し合いの様子

## 第2節 100人委員会の取り組みの様子

100人委員会の取り組みの中で、委員の方々は毎回どんなことを感じながら取り組まれていたのでしょうか。流れに沿って主な内容について振り返ってみます。

### 1. 課題の整理 地域の声にふれる

はじめに、地区座談会で出された課題の整理を行いそこで出された合計4,854件の課題・意見を、あらかじめ7つのテーマに分類しました。第2回目ではそれをもとにグループ内で自分たちのテーマについて話し合い、イチゴパックを使って一つの意見を種類分けして、それぞれのイチゴパックに見出しをつけていきました。地区座談会で出された意見の数は1つのテーマにつきおよそ500~800件。山のような意見を目の前にし、委員会の会場にいた委員も職員も、「まとまっていくのだろうか…」という不安と「どのような展開となるのかな」という期待の両方を持ち合わせたような気持ちでした。

この時、同じテーマを話し合う仲間となっはじめての、具体的なグループでの作業となりました。そのため、遠慮する人、理解できずに苦勞する人など委員のみなさんの様子も様々でした。しかし、一人ひとりの想いの違いが一つの意見を分類していく際にもあらわれ、それをきっかけとして議論が進んでいきました。

1グループは「健康・障がい・その他」というテーマでしたが、1グループに割り当てられた地区座談会での意見のうち「その他」がおよそ半分を占めていたため、分類の作業では特に苦勞しました。地区座談会での意見は、日頃感じている身近なところから出されているため、その内容は多岐にわたっていました。作業の中では、「伝統芸能はその他に入っていたが教育とか文化のほうにまわせばいいんじゃない?」「『文化』というグループがないから結局こっちのグループにまわってきたんだろう」といったやり取りを交わし、一つひとつの意見を丁寧に読み込みながら作業を進めていきました。

### 2. 中目標の設定 地域の実情から考える理想の姿

「私たちの目指すまちをイメージする」をテーマに、「理想の松阪市とは?」「どんな地域に住みたいか、住民たちの活動の理想は?」という地域の理想の風景を思い浮かべました。普段はあまり考えることのない「地域の理想の姿」について問いかけられ、委員のみなさんも一度立ち止まって考えました。理想の姿をどのように表現してくのか。難しさはありましたが、様々な表現の方法で、各グループの個性を中目標にあらわしていきました。

「健康・障がい・その他」の12グループでは、「おばあちゃんが障がい者の世話をしている」という中目標があげられています。その言葉を見ただけでは、言葉の

通りの場面しか想像できないかもしれません。しかし、そこには「一緒に集える、『お互いに助け合いながら』という意味も含んでいる」という委員のみなさんの考えがあり、「おばあちゃん」以外の言葉が入ることも十分ありえる、というわけなのです。つまり、この一つの中目標には世代間の交流・近所の助け合いなど、様々な地域の理想が凝縮されているのです。松阪市においても核家族化や近隣関係の希薄化による問題が広がっているという現状を踏まえ、このように具体的な一場面を想像させながらも、実は多くの意味を含んだ中目標が設定されていきました。

「交通」をテーマに話し合った9グループや13グループでは、「松阪の道路はどうだろうか」という問いを出発点に議論を進めていきました。普段自分たちが通る道で感じるということもあって、活発に意見が出されました。「交通の面で松阪市をよくするには何が必要か」という視点から、住民の意識に関することにも話題が及び、一人ひとりのマナーの向上のためにはどのような啓発の方法があるのか、交通安全を進めていくためには地域でどんな取り組みができるのか、という議論がなされました。このような議論を経て、「事故のないまち」が中目標のひとつとして挙げられました。

### 3. 具体策と地区座談会の意見との関連づけ 理想から見えてきた地域の課題

理想を現実のものとしていくためにはどうすればよいか、それを考えるきっかけとなるのが第4回の委員会での中目標の具体策を考える作業と、第5回・第6回の委員会での中目標の具体策と地区座談会の課題との関連づける作業でした。

グループの中で話し合われた中目標の具体策は、地区座談会での意見にある松阪市の現状と必ずしもつながるものばかりではありませんでした。つながりが見出しにくいところもありましたが、試行錯誤しながら作業を行っていきました。

「高齢者」の11グループは、介護や高齢者の暮らしに関心のある方が多く集まり、委員自身の普段の生活に基づいた話し合いができました。特に、中目標を具体化した「高齢者を含めた各世代間の交流をはかる」という項目は、地区座談会での課題を分類したものにつながる部分が多くありました。地域の連帯感が薄れ、「昼間家の中にいる高齢者が多いと感じた」というある委員さんの意見から、「高齢者も交えながらのご近所付き合いなど『みんなの輪が広がるようなこと』をしていきたい」という思いが重ねられていることがうかがえました。

10グループ「地域活動」のある委員の方が「どこどこが関連するかを考えていくとすごくつながった」と振り返るように、この作業によって、理想の姿が理想のまま終わってしまうのではなく、今の地域の問題とどのようにつながっているのかを実感すること、そして解決策を探っていくこと、理想の姿にするための方法を考えることができました。

「交通」のグループに参加していたメンバーの方は、「いつもとは違った視点から

道路行政を見ることができるようになった。今までは単に危ないと感じるだけだったが、こうしたほうがいいのではという改善点を考えられるようになった。」と日常生活における視点の変化を感じています。このように、地区座談会やグループ内での意見を集約しながら中目標・中目標を具体化したものをつないでいく作業によって、理想のために何ができるのか、何をすればよいかが見えてきたのです。

#### 4. 発表会 グループの間につながるもの

取り組みの集大成とも言える「100人委員会発表会」では、各グループが10分程度の時間で、これまでの話し合いを1つの図にまとめたものや事前に準備した資料をもとに、これまでの話し合いの成果やグループの思いを発表していきました。

他のグループの目標や思いにふれることで、これまで他のグループとあまり関わることのなかった委員さんたちの中にある気づきが生まれました。それは、これまでの過程は全てグループ別で行われていたにもかかわらず、グループ間で共通するものがあるのではないかとということです。松阪市について考える切り口は7つのテーマそれぞれで違っても、話し合いを進めていくうちにいつの間にか議論の焦点や目標は同じところへ向かっていたようです。目標としてあらわされた言葉や整理した課題はもちろん同じものではありませんが、この発表会を通じて、100人委員会のメンバーをはじめ、さらには松阪市に暮らすみなさんの思いには、みんなで共有できるものがあつたことが認識されました。

#### 5. 地域福祉計画編集委員会へ

こうした取り組みを経て、平成19年（2007年）7月には各グループから1名の代表が、「松阪市地域福祉計画編集委員会」の委員として選出されました。100人委員会で共有された目標を地域福祉計画として具体化していく作業がはじまったのです。



100人委員会での話し合いの様子

# 第1章

## 策定にあたって

### 第1節 地域福祉計画策定の背景

平成17年（2005年）1月に松阪市、嬉野町、三雲町、飯南町、飯高町が合併し、新しい松阪市が生まれました。奈良県に接する地域から伊勢湾を望める地域までの広い市域のなかで、住民が安全で安心な生活ができるために、行政と地域住民が協働しながら、必要とする福祉サービスの確保と提供体制の整備を計画的に進めていかなければなりません。本計画は、行政と地域住民、またその他社会福祉に関わるすべての関係者が協働して、松阪市の地域福祉を推進していくために、社会福祉法第107条の規定に基づいて策定される「松阪市地域福祉計画」です。

#### 1. 深刻な地域社会（コミュニティ）の現状

戦後の急激な社会構造の変化や高度成長、都市化・核家族化の進展、その後の少子高齢社会への移行などにより、家庭や地域でお互いが助け合い、支え合うという相互扶助の機能が薄れてきています。このため、高齢者、障がい者など生活上の支援を必要とする人、子どもや子育て家庭、ひとり暮らし世帯などが一層厳しい状況におかれています。

また、自殺や虐待、ホームレス、家庭内暴力など、従来の福祉行政が分野別に対応するだけでは解決できない、市民生活上の大きな課題も生じています。

その他にも、子どもを狙った犯罪や弱者を狙った詐欺といった暮らしの安全が脅かされるような事件も頻発しています。

一方、行政が担当してきた福祉施策は、平等性や公平性の観点から、画一的、一律的なものとならざるを得ませんでした。また、複雑化・多様化する問題にすべて行政のみで対応していくことには限界があることもはっきりしてきました。

家族が小規模化し、少子高齢化が進展するこれからの社会に暮らす私たちにとって、こうした地域社会の課題は、他人事ではなく、みんなの問題です。このような社会状況の中で、同じ地域に暮らす住民同士が出会い、ふれあうことで支え合う関係を築いていく意義はますます大きくなっています。他人を思いやり、お互いに支え合い、助け合う、「ともに生きる社会」を住民とともに築いていくことが必要となっています。

もちろん、こうした複雑化・多様化した福祉課題を住民の支え合いのみで解決していくことはできません。住民同士の支え合いによる力と行政、福祉の専門職が力をあわせて、公私協働・パートナーシップによって地域の福祉力を向上させていかななくてはなりません。

## 2. 社会福祉法の成立と地域福祉計画の目指すもの

このような福祉を取り巻く状況の変化を踏まえ、国においては、平成9年（1997年）から社会福祉の考え方を大きく転換する社会福祉基礎構造改革の検討が始まりました。そこでは、措置制度から自らの選択による契約・利用制度への改革や、利用者保護制度の創設などとあわせて、地域での生活を総合的に支援するための地域福祉の充実が位置づけられました。

平成12年（2000年）に成立した社会福祉法（以下、「法」という）は、社会福祉事業法を改正、改称したものです。地域福祉計画に関わる主要な改正点は以下のとおりです。

法第1条では、「地域における社会福祉」を「地域福祉」と規定し、その推進が明記されました。また、法第4条では、「地域福祉の推進」が法の基本理念として明記され、地域福祉の推進主体として「地域住民」、「社会福祉を目的とする事業者」、「社会福祉に関する活動を行う者」の三者が位置付けられ、それらが協力し合って、地域福祉を推進することとされています。

このことから、社会福祉法は「地域福祉の推進」を今後の社会福祉の理念として掲げ、住民や社会福祉を目的とする事業を経営する者、社会福祉に関する活動を行うものが一体となってそれを推進していくことを求めているといえます。つまり、日本の福祉は、これまでの施設中心の考え方から「地域で暮らすこと」を基本目標に置いた考え方へと大きく舵を切ったと考えてよいでしょう。

もちろん、法第6条では、福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務が規定され、地方公共団体の責務として、福祉サービスの提供体制の確保や適切な利用の推進に関する施策など、必要な措置を講じなければならないとされています。

そして、法第107条において、こうした地域福祉を推進していくための方策として、市町村による地域福祉計画の策定が規定されました。本計画は、この法第107条に基づく行政計画としての地域福祉計画です。

### 社会福祉法(抜粋)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者、及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野

の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第 6 条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

第 107 条 市町村は、地方自治法第 2 条第 4 項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

#### \* 「社会福祉を目的とする事業を経営する者」とは

社会福祉法人をはじめ、福祉サービスの提供など広い意味での社会福祉を目的とする事業を経営する NPO 法人、民間企業、生協・農協等を含めた事業者のことをいいます。

#### \* 「社会福祉に関する活動を行う者」とは

ボランティアや民生委員・児童委員、福祉委員等の地域で福祉活動を行う者、及びそのグループや団体のことをいいます。

### 3. 地域の力を高め、「安全で安心」・「市民・地域社会が主人公」のまちづくりの必要性

以上のような地域社会の現状、国レベルでの社会福祉の動向を踏まえれば、これからは「地域の力」を高め、市民が安全・安心に暮らせる地域社会を、行政をはじめ地域住民、地域包括支援センターなどの専門機関、事業者、ボランティア、NPO 法人など様々な主体が参加し、協働でつくり上げていくことが急務になっています。地域の力は、こうした様々な主体がバラバラに努力していくのではなく、一体となって共に汗を流し、つくり出していくものでなければなりません。

そのため、行政をはじめ地域住民、専門機関、事業者、ボランティア、NPO 法人など様々な主体が協力し、それぞれの能力を活かしながら支えていくことができる仕組みが求められています。地域で暮らすなかで生じる様々な困りごとや頼みごとを受け止め、その内容に応じた解決へとつないでいける仕組みが必要となっているのです。

近年、ボランティアや NPO 法人などの活動が活発になり、社会福祉の分野でも

こうした活動が増えています。また、ボランティア活動に参加したいと考える住民が増え、同時に福祉に対する意識も、自分たちの身近な問題として受け止められるように大きく変化しています。こうした住民の主体的活動を育てていくことが松阪市の目指す「市民・地域社会が主人公」のまちづくりへとつながり、だれもが暮らしやすい地域社会を実現できるのではないのでしょうか。

## 第2節 地域福祉計画とは

### 1. 福祉の総合計画

これまでの福祉は、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉といったように、対象者別に進められ、分野別に課題を解決しようとしてきました。しかし、「地域」に着目すれば、全ての人が暮らしやすい地域をどうつくっていくか、「縦割り」ではなく、地域という視点から「横割り」で総合化することが求められるようになっていきます。

松阪市地域福祉計画は、分野別・縦割りの福祉の取り組みを「地域で暮らす」という視点から総合化し、「松阪市の福祉」の将来にわたる基本的なビジョン（基本理念）と目標（基本目標）を示し、そのために必要な具体的な施策を明らかにするものです。

そのためには、まず、暮らしの中の様々な困りごとともいえる個々の生活福祉課題について、地域住民一人ひとりが確認し、その多様性を理解する必要があります。そして、それぞれが住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域住民、施設、各種団体、行政の連携・協働によって、生活福祉課題を地域で解決していく仕組みを考えていかなければなりません。

私たちの考える地域福祉とは、だれもが住み慣れた地域で、自分らしく、尊厳を持ってそれまで培ってきた役割や関係を維持しながら、幸せに暮らし続けていくことを目指すことです。こうした地域を可能にするために力を合わせることができるような仕組みをつくること。それが地域福祉計画なのです。

### 2. 地域福祉計画の圏域

本市では、こうした視点から、地域福祉をおおむね小学校区単位の範囲で推進していきます。

住民が普段生活する範囲や地域と実感できる範囲は、町内である場合もあれば、松阪市全体という場合もあるでしょう。現在、松阪市では、総合計画の中で「地域マネジメント」の考えを打ち出し、都市内分権を進めています。地域マネジメントによって設立される「住民協議会」の単位は、おおむね小学校区単位であり、社会福祉協議会が中心となって地域福祉活動を進めてきた「地区福祉会」の単位も同様です。そこで、地域について住民が話を進めやすい基本的な範囲となることを考慮して、おおむね小学校区の範囲を一つの圏域とし、地域福祉を推進していく基本的単位とすることとしました。



### 3. 住民参加とパートナーシップに基づく地域福祉の推進

社会福祉法の中でも、市町村が地域福祉計画を「策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする」（第 107 条）とされ、住民参加が計画策定の前提であることが明言されています。つまり、地域福祉計画はそれがどんなに優れた計画であっても住民参加を欠いて策定された計画は「地域福祉計画」とは呼べないことを意味しています。本計画は、地区座談会、100 人委員会、地域福祉計画編集委員会を通じて活発な住民参加をはかり、住民の思いを基盤として策定されたものです。

もちろん、住民参加の大切さは、計画策定過程への参加にとどまるものではありません。住民参加に基づいてつくられた本計画を実施していく過程においても、住民の主体的な参加が欠かせません。安心して暮らし続けられる地域をつくっていくためには、繰り返しになりますが、様々な主体が協働して、地域の力を高めていかななくてはなりません。ともに支え合い、ともに生きる地域を実現するために、地域社会を構成するだれもがパートナーシップの考えを持つことが大切です。支え合いや助け合いのパートナーシップは、住民と住民の間、地域住民と事業者や活動団体間、住民と行政の間など、様々なパートナーシップが考えられます。

本計画では、こうしたパートナーシップについて、地域が主体となって行政と協働を進めること、行政が主体となって住民と協働して行うことに区分しています。特に、地域住民と行政がお互いの立場を認め合い、それぞれが持つ力を十分発揮して、課題解決に向けどのように役割分担ができるのかという点が重要です。行政は、公助を進めながら、地域社会の構成員（広い意味での地域住民）や社会福祉協議会と協力して、自助、共助を進めるために必要な環境を整備していかななくてはなりません。

また、社会福祉協議会は、従前から地域福祉推進の中心的な機関として活動・事業を展開してきましたが、平成 12 年（2000 年）の法改正により「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と明確に位置づけられ、公共的な性格を持つ民間組織として、より一層中核的な役割を担っていくことが求められています。今後、本計画の推進にあたって、住民や各種団体、行政の調整役として、様々な方面で公民のパートナーシップを支える役割を担うことが期待されます。

## 第 3 節 計画の期間

この計画の期間は、平成 20 年度（2008 年）から平成 24 年度（2012 年）までの 5 年間とし、進捗状況や社会情勢の変化等に応じて改訂します。

## 第4節 計画の位置づけ

### 1. 総合性

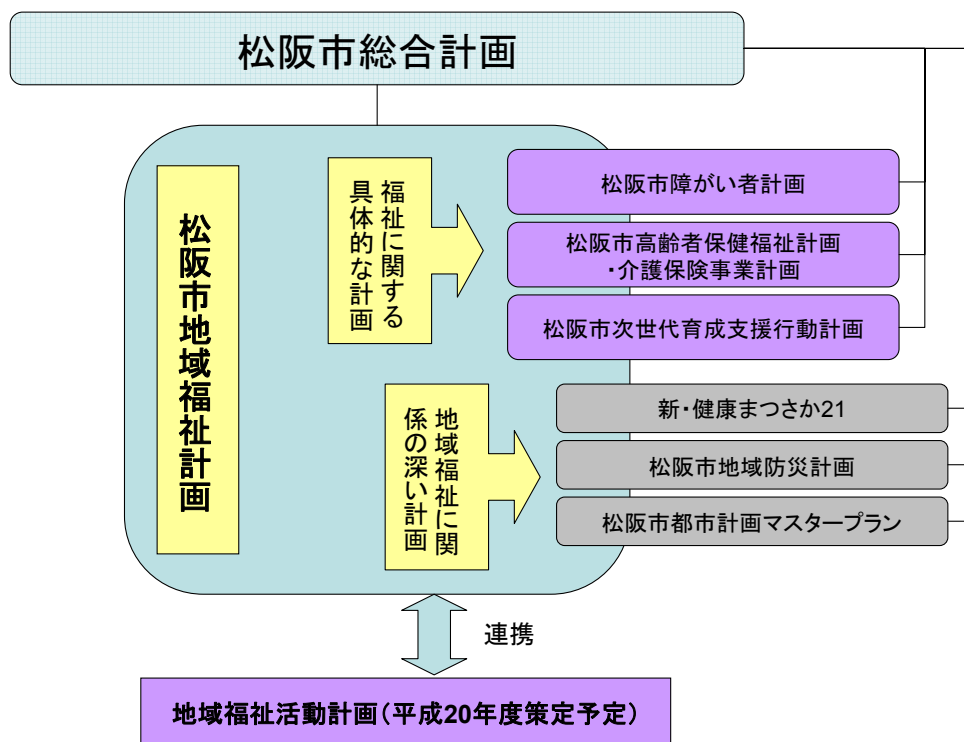
地域福祉計画は、地方自治法第2条第4項に規定された市町村基本構想や基本計画を踏まえて、地域福祉推進の理念や方針を明らかにするものです。したがって、この計画は「松阪市総合計画」を上位計画としながら、福祉分野の個別計画である「松阪市障がい者計画」、「松阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「松阪市次世代育成支援行動計画」を総合化するものです（総合性）。

### 2. 他計画との関係

地域福祉計画の策定にあたり、すでに策定されている福祉関係3計画をはじめとする個別計画との関係（下図参照）については、一定の整合性を図るために必要な措置を講じていく必要があります。具体的には、地域福祉計画のうち加味すべき部分については、個別計画の見直し時に内容を反映させていく必要があります。しかしながら、各個別計画で定められた目標値の達成等の施策の推進は、それぞれの個別計画において推進されることが基本となります。

### 3. 地域福祉活動計画及び社会福祉協議会との関係

社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉の推進を図る団体として位置づけられていることから、地域福祉計画の推進の中心となる団体です。



地域福祉計画と他計画との関係

特に、地域住民や福祉活動を行う団体が主体的に社会福祉協議会と協力しながら策定する地域福祉活動計画（民間活動の自主的な行動計画）は、地域福祉活動と強い連携を持ちながら推進されることが肝要です。

**\*地域福祉活動計画とは？**

社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業を営む者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的として民間の活動・行動計画のことを言います。松阪市では、おおむね小学校区単位での住民の活動計画を社会福祉協議会と協働で策定していく予定です。

**4. 地域福祉計画と他計画との関係**

松阪市の社会福祉の基本理念を定めるという本計画の趣旨にかんがみ、以下の関連する諸計画の見直し及び改定時には本計画の基本理念及び基本目標に基づいていることを確認し、相互の計画が整合性の取れたものであることを確認することが必要になります。

地域福祉計画と関連計画の期間

	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
松阪市地域福祉計画（本計画）										
松阪市次世代育成支援行動計画										
松阪市障がい者計画（第1期）										
松阪市障がい者計画（第2期）										
第4次松阪市高齢者保健福祉計画 ／第3期介護保険事業計画										
第5次松阪市高齢者保健福祉計画 ／第4期介護保険事業計画										

**社会福祉法における社会福祉協議会の位置づけ**

社会福祉法（抜粋）

第109条

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半

数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
4. 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業（以下略）

## 第5節 計画の策定体制

地域福祉計画は、住民の参加を基本として策定されるものです。本計画の策定にあたっては、次のような市民参画の方法をとりました。

まず、地域福祉推進の主体である住民の意見等を反映するために、地区別に懇談会を開催し、地域が抱える課題の整理をおこない、全市的にそれらの課題を解決するための目標設定を行う地域住民による「100人委員会」を設置しました。

### 1. 地区懇談会の実施

本計画策定に先立って、平成16年度（2004年度）から平成17年度（2005年度）にかけて市内41カ所において、地区懇談会を78回開催し、延べ2,514名の参加を得ました。

なお、各地区懇談会の第1回目には、市長が出向いて地域福祉計画の必要性について自らの思いを直接市民に話しました。このことが、以降の活発な議論の引き金となったと考えられます。

○開催期間：平成16年度（2004年度）から平成17年度（2005年度）まで

○開催箇所：市内41カ所

### 2. 100人委員会の取り組み（概要）

100人委員会は、地区懇談会における地域課題をもとに平成17年度（2005年度）から19年度（2007年度）まで延べ7回の取組みの中で、7テーマ、14グループに分かれて地域課題の整理を行い、地域福祉計画に盛り込むべき事項の検討を行いました。なお、100人委員会による取り組みの詳細は、「はじめに」で、また、100人委員会からの提言は「第3章 地域福祉推進の重点施策」に詳しくまとめてあります。

○開催期間：平成17年度（2005年度）から平成19年度（2007年度）まで

○開催回数：7回

○内容：7テーマ14グループの編成し、地区懇談会から出た地域の課題を整理しました。

回目	日付	内容	開催場所	出席者
1	平成18年 3月25日(土)	市長の地域福祉計画への想い 地域福祉計画の概要 これまでの取り組みの経過、今後の 進め方・グループのテーマ設定	嬉野保健センター	101
2	平成18年 6月3日(土)	今後のスケジュールについて 各テーマ別で説明 各グループ別で議論 各グループ別発表	松阪市役所5階正庁	92
3	平成18年 7月29日(土)	今後のスケジュールについて 各グループ別で前回の確認 各グループ別で課題の整理 各グループ別で中目標の設定	飯高総合開発センター	72
4	平成18年 10月7日(土)	今後のスケジュールについて 各グループ別で前回の確認 各グループ別で大目標の設定 各グループ別で中目標の具体化	飯南産業文化センター	77
5	平成18年 12月9日(土)	今後のスケジュールについて 各グループ別で前回の確認 各グループ別で中目標の具体化と 達成のための具体策との関連付け	松阪市役所5階正庁	71
6	平成19年 1月27日(土)	今後のスケジュールについて 各グループ別で前回の確認 各グループ別で中目標の具体化と 達成のための具体策との関連付け 発表会の準備	ハートフルみくも 保健福祉センター	66
	平成19年 3月24日(土)	松阪市地域福祉計画 100人委員 会発表会	嬉野ふるさと会館	約 450
7	平成19年 7月21日(土)	発表会アンケート結果について 今後のスケジュールについて 編集委員の選出について	飯南産業文化センター	53

### 3. 松阪市地域福祉計画編集委員会

この計画を策定するための体制のひとつとして、「松阪市地域福祉計画編集委員会」を設置し、18人の委員の中に100人委員会から14名の参画を得ました。

回目	日付	内容	開催場所
1	平成19年 8月4日(土)	松阪市福祉事務所長あいさつ 各委員及び事務局の自己紹介 松阪市地域福祉計画編集委員会要綱について 編集委員長・副委員長の選出 地域福祉計画について 今後の進め方及びスケジュールについて	嬉野保健センター
2	平成19年 9月1日(土)	地域福祉計画「基本理念」について 地域福祉計画「基本目標」について	嬉野保健センター
3	平成19年 10月6日(土)	「基本理念」「基本目標」の確認について 基本目標に対応した具体的な施策の検討について	嬉野保健センター
4	平成19年 11月17日(土)	基本目標に対応した具体的な施策の検討について	嬉野保健センター
5	平成19年 12月1日(土)	松阪市地域福祉計画の原案検討と素案の作成	嬉野保健センター

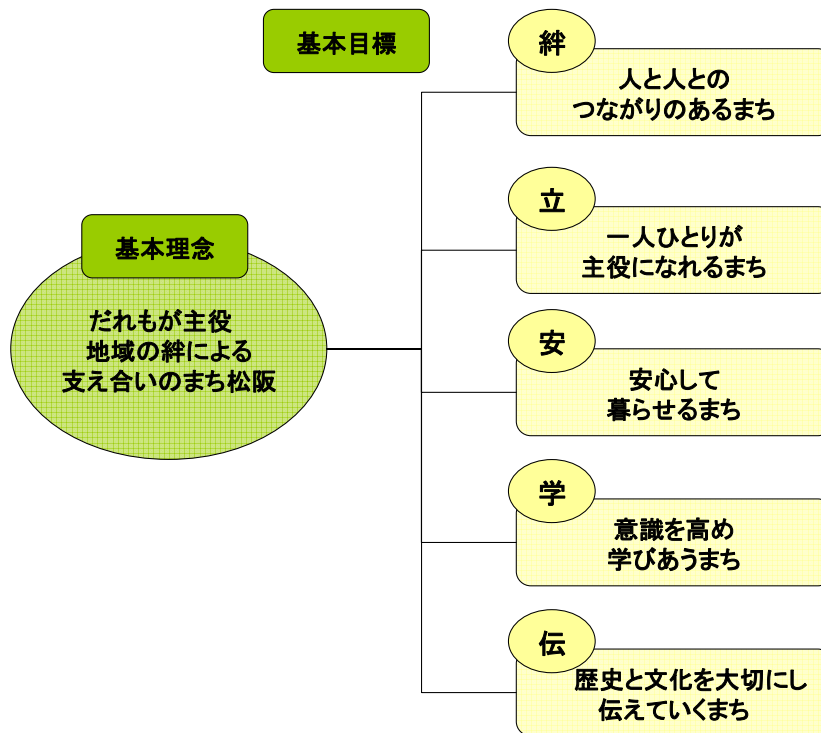
#### 4. ホームページ等を活用した計画に対する意見募集（パブリック・コメント手続きの実施）

計画（案）について、平成20年（2008年）2月8日から2月21日まで、市ホームページに掲載するとともに、市役所（福祉課）において閲覧できるようにし、市民から意見募集を行いました。

## 第2章

### 計画の理念と基本目標

#### 基本理念と基本目標の体系図



#### 第1節 計画の基本理念

##### 基本理念

**だれもが主役 地域の絆による支え合いのまち松阪**

##### 1. 私たちが考える福祉のかたち

福祉とは、㊦だんの㊧らしを㊨あわせにすごすことができることを可能にすることではなくてはなりません。私たちは、地域社会の中で「その人らしく、幸せに暮らし続けていけること」が地域福祉の目指す方向性であると考えました。「その人らしい幸せな暮らし」が、一人ひとり多様であることはいまでもありません。しかし、住み慣れた地域社会の中で安心・安全に暮らしたい、できる限り自分の能力や役割を発揮しながら暮らしたい、家族や友人などとの暖かい人間関係の中で暮らしたい、という願いは共通しているはずです。こうした当たり前の願いがかなう福祉を目指します。

## 2. だれもが主役

地域福祉計画の主役は、「あなた」だけでも「わたし」だけでもなく「だれもが主役」です。これは松阪市総合計画に謳われている「市民・地域社会が主人公」と呼応するものです。

従来、福祉といえば「福祉の世話になる」という言葉に代表されるように、行政を中心とした取り組みが中心でした。しかし、地域社会の中でその人らしく幸せに暮らしていくことは、行政の取り組みのみでは達成できません。

本計画では、福祉とは「参加するもの」であり、「支え合うもの」であり、必要に応じて「活用するもの」であると考えます。だれもが長い人生のどこかで何らかの支援を必要とすることがあるはずで、そうであるならば、福祉とは「特別な人を対象としたもの」ではありません。市民や行政、そして様々な関連機関や組織が協力して参加しながら、協働してつくり上げていくものでなければならないと考えます。

## 3. 「出会い」「ふれあい」「支え合い」と地域の絆

編集委員会の中で、「助けられること」を遠慮しなくてもいいような地域社会にしたいという意見が出されました。助けること・助けられること。考えてみれば人は、長い人生の中で助けられたり、助けたりしながら生きていくのではないのでしょうか。何らかの支援を必要としていても自分なりの「役割」を持ち、地域の中で自分らしく幸せに暮らし続けていきたいものです。そのためには、「お互いが上手に迷惑をかけあいながら生きていくことができる地域社会」にしていきたいと考えました。

お互いが上手に迷惑をかけあいながら生きていくためには、「地域の絆」をもう一度強めることが大切になります。様々な人との「出会い」と「ふれあい」がなければ、だれがどこで、何に困っているのかわかりませんし、ちょっとした手助けを求めることも難しくなってしまう。様々な人々との「出会い」と「ふれあい」の機会を増やし、それによって地域の絆を強め、「支え合い」をつくっていくことが大切です。本計画の基本理念を実現していくためには、この「出会い」「ふれあい」「支え合い」という3つの「あい」が、不可欠なのです。地域の絆を軸に「だれもが遠慮せずに支え合える」、そんなまちにしたいという願いが込められています。

## 4. 松阪の福祉の未来図として

地域でだれもが安心して暮らしていけるようにするために、今こそ、地域の力を高めていくことが重要です。そのために、住民、行政、社会福祉協議会、そして様々な社会福祉に関わる事業所から企業にいたるまでみんなが力をひとつにして、松阪市の地域福祉を力強くつくり出していきたい。こうした思いを理念に掲げました。

「計画の位置づけ」でも見たように、地域福祉計画は、福祉の「総合計画」として位置づけられています。地域福祉計画の理念は、「松阪市障がい者計画」、「松阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「松阪市次世代育成支援行動計画」などの



見直しの際、松阪市の目指す福祉の共通理念として、尊重される必要があります。私たちは、「だれもが主役 地域の絆による支え合いのまち松阪」という地域福祉計画の理念が、松阪市民に浸透し、これからの松阪市の福祉の未来図を考える際には常に羅針盤としてその道筋を示すものになってほしいと願っています。



基本理念と基本目標は、100人委員会で整理された内容に基づいた編集委員会での話し合いで決定されました（写真は、100人委員会での話し合いの様子）。

## 第2節 計画の基本目標

基本理念は、松阪市のこれからの福祉の共通理念を示すものです。こうした基本理念を実現させていくために、私たちは次の「5つの基本目標」を掲げました。

### 基本目標1 人と人とのつながりのあるまち

近年、様々な要因が重なり、家族の絆や地域でのつながりが希薄になってきているといわれています。地域住民の間の「絆」を強めることは地域福祉推進の根幹です。高齢者や子育て中の世代、障がいのある人や、働く人、子どもから若者まですべての住民の絆を強めていくことを抜きにして、地域で支え合うことは実現できません。地域の力を高めていくために、あらゆる住民同士の「絆」、そしてまた様々な団体間、社会福祉事業者、民間企業、行政の間の「絆」を強め、地域で支え合いながら多様なつながりの中で自己実現を図れるようなそんな福祉のあり方を目指していきます。

### 基本目標2 一人ひとりが主役になれるまち

私たちの目指す自立には、2つの意味があります。

1つ目は、地域で自立した暮らしができるような地域福祉を目指していくこと。2つ目は、地域そのものが自立し、できる限り自分たちのことを自分たちで決め、地域の課題を解決していけるようにするという「自治」を目指していくことです。

私たちは、自立というと「経済的自立」や「身体的自立」のことばかりに目がいきがちですが、大切なことは、他人の支援や福祉サービスを受けていても、自分のことをできるだけ自分で決め、時には助けられ、時には人に手を貸しながら暮らしていくことではないでしょうか。地域の中で支え合いながら自分らしく暮らしていくこと。そんな自立の形を目指していきます。

また、市民が生活する最も基本的な「場」である地域社会・コミュニティは、地域の問題・課題を解決していくための基本的な単位でもあります。高齢者も子どもも、障がいのある人もない人も、男性も女性も、国籍の違いも関係なく、地域に住むすべての人が、自らの意思で、当たり前のように安心して生活を送るためには、行政だけでなく、地域に住む住民の福祉のまちづくりへの参加が必要です。山間部から海岸部にいたる多様な個性豊かな地域性を活かし、そこに住む住民が主体的に問題解決に向けて力を発揮することで、地域社会の単位での自治を目指します。

### 基本目標3 安心して暮らせるまち

安心・安全は、生活の基本であり、これが脅かされては、地域の絆も生まれません。安心・安全な地域にしていくためにはその家族らによる「自助」、地域住民やボランティアなどによる「共助」、行政や制度的なサービスの「公助」、さらには民間企業・事業所によるサービスなどが重層的に組み合わせられてはじめて実現されるものです。こうした自助、共助、公助を強化していくことが大切です。

さらに、福祉サービスを安心して利用できるようにするためには、身近に困りごとを相談できるような体制をつくっていくことが重要です。安心して福祉サービスを利用し、いつでも相談できるような体制を築くことを目指します。

こうした取り組みを通じて公私協働により、すべての住民が安心して安全に暮らすことができるまちにしていくことを目指します。

### 基本目標4 意識を高め、学びあうまち

松阪市は、「学び」の伝統のあるまちです。この伝統を活かし、住民や行政、各種団体がお互いに学びあい、意識を高め、地域福祉を推進していくことを目指していきます。

「学び」は、一人で勉強することだけではありません。地域にはたくさんの「先生」がいます。例えば、高齢者は、たくさんの人生経験を持つ人生の「先輩であり先生」です。こうした地域のあらゆる資源を活かしながら、地域の中に自然な学びの場をつくっていくことも大切だと考えます。

また、地域での支え合いを強めていくためには、「心を育てる」ことが重要になります。子どもたちに対する福祉教育は、学校だけに任せるのではなく地域ぐるみでこれをすすめていく必要があります。地域ぐるみの取り組みを進め、子どもたちや若い人の心を育てていきます。

### 基本目標5 歴史と文化を大切にし、伝えていくまち

松阪市は、豊かな歴史と文化、そして自然を残すまちです。この歴史、文化そして自然を松阪市の財産として伝えていくことが重要です。歴史や文化、自然は「福祉」とは縁遠いものと思われるかもしれませんが、しかし、例えば伝統行事を受け継いでいくことは、地域の絆を受け継いでいくことであり、それが地域の支え合いを力強いものにしていきます。また、世代間交流を通じて、高齢者からその他の世代へと歴史・文化を伝えることは、高齢者を尊敬し、敬う心をはぐくむ福祉教育でもあるのです。自然や環境を守っていくことで、子どもたちや若い世代の地域への

愛着が生まれ、地域の絆を強めることもできるかもしれません。こうした、歴史と文化、そして自然を伝えていくことで地域の絆を強めていくことを目指します。

## 第3章

### 地域福祉推進の重点施策

地域福祉を推進するための施策は、前章の基本理念を踏まえ、基本目標ごとにそれを実現するためのものでなくてはなりません。以下では、基本目標ごとに「住民主体の活動」と「市としての政策・社会福祉協議会の取り組み」にわけて、地域福祉計画で実現していく重点施策を明示します。

#### この章の構成について

まず、基本目標 1～5 のそれぞれを実現するための主な取り組みの全体像を示します。

次に、「住民主体の活動への提言」「市としての政策・社会福祉協議会の取り組み」のそれぞれについて、その内容を具体的に記述していきます。

「住民主体の活動への提言」では、地域福祉計画編集委員会で協議した「活動の具体例」とともに、100人委員会が出された意見を抜粋した「100人委員会からの意見の抜粋 こんな意見も出されました！」もあわせて掲載しました。



松阪市地域福祉計画編集委員会の様子

## 第1節 基本目標1「絆 人と人とのつながりのあるまち」を実現するために

地域の絆を強め、人と人とのつながりをつくり出していくために、以下のような取り組みを住民と行政、社会福祉協議会が協力して進めます。

### 絆

### 人と人とのつながりのあるまちを実現するための取り組みの概要

#### 住民主体の活動への提言

- あいさつ運動を推進しましょう
- 宅老所を立ち上げ、充実させていきましょう
- 対象を限定しないみんなで楽しめる行事を進めましょう
- 地域の子どもやひとり暮らしの高齢者の見守り活動を進めましょう
- 地区行事をみんなで計画し、年代の輪を広げる取り組みを進めましょう
- 隣近所・向こう三軒両隣の助け合いを復活させましょう

#### 市としての政策・社会福祉協議会と取り組み

- ボランティア活動を支援します（社会福祉協議会）
- 地区福祉会活動を支援します（社会福祉協議会）
- 宅老所の活動を支援します（社会福祉協議会）
- 地域活動・総合相談専門職（コミュニティソーシャルワーカー）の配置を検討します（市・社会福祉協議会）
- （仮称）松阪市保健・医療・福祉総合センターを設置します（市）



100人委員会の様子

## 1. 住民主体の活動への提言

### ⑧ 活動の具体例

こんな取り組みを進めましょう

#### あいさつは地域の絆の基本・「仲良くしよう！」という合図です

中学生や高校生は、自分からあいさつすることが気恥ずかしくなる年代です。このため、大人のほうから積極的に、粘り強く声をかけ続けてみてはどうでしょうか。福祉の活動というとなかなか踏み出せないかも知れませんが、まずは地域の子どもたちに自分からあいさつすることを進めてみてはどうでしょうか。みんながあいさつし合える地域になれば、地域の絆も深まるはずです。

こんな取り組みを進めましょう

#### 宅老所活動を広げていく取り組み

昼間の地域の集会所は結構使用されていないことが多いものです。集会所を利用して利用者が参加者も気軽に無理なく参加でき、地域のたまり場となるような宅老所を開設してはどうでしょうか。地域のみなさんとお話しできることを楽しみにしている高齢者の方がたくさんいらっしゃいます。活動が軌道にのってきたら、夏休みなどに地域の子どもたちと交流することで世代間交流を進めることもできます。

こんな取り組みを進めましょう

#### テーマをもった出会いの場の企画

幅広い地域の人に参加できるようなテーマ性のある「出会いの場」を企画することで、地域の交流を活発にすることができます。また、参加しやすい環境を整えることも大切です。障がい者は交通手段の確保に悩むかもしれません。子育て中の親御さんには託児のボランティアが必要かもしれません。幅広い層に参加できるような工夫も必要なのです。参加しやすい時期や、時間帯を配慮することも必要です。

こんな取り組みを進めましょう

#### 地域の見守りで孤独死のないまちへの取り組み

高齢者が死後数日から数カ月経って発見される「孤独死」が都市部だけではなく、地方でも報告されています。孤独死をなくしていくためには、ひとり暮らしの高齢者の見守りを地域で進めていく必要があります。近所の高齢者を、誰が見守っていくのか、役割分担をして進めていく必要があります。将来は、中学生や高校生が、ひとり暮らしの高齢者を下校時に安否確認するような世代間交流も取り入れていけるといいのではないのでしょうか。

あいさつは、「仲良くしよう」「一緒にやりましょう」という合図です。直接的な福祉活動ではありませんが、生き生きとした絆のある地域を思い浮かべたとき、まずその基本にあるのが、みんながお互いに「おはよう」「こんにちは」「最近どうですか」「暖かくなりましたね」といったあいさつを気軽に交わせることではないでしょうか。まずは、出会った人に声をかけること。それが絆を深める出発点だと考えたのです。「おあしす運動」(☺はよう、☻ありがとう、㊦つれいします、㊧いません)に積極的に取り組んでいる地域もあります。

地域での見守り活動を進めることも、地域の絆を深める活動につながっていきます。登下校時の子どもたちを高齢者が見守り、パトロールすることで、子どもたちとのあいさつや会話も増え、交流の機会が広がっていくはずです。また、こうした活動は、地域の防犯活動や孤独死の防止にもつながっていきます。

要介護状態ではなくても高齢者が引きこもりがちにならないよう、歩いて通える範囲に様々な人が集えるサロンの役割を果たす宅老所の活動を広げていきます。また、宅老所も高齢者だけではなく、地域の様々な人が集える場としてその役割を拡大していくことが求められます。

さらに、地区福祉会などを単位として様々な人が集い、ふれあうという出会いの機会を増やしていくことが重要です。地域の人との様々な出会いを通じて、つながりがつくり出され、絆が深まっていくのではないのでしょうか。そのためにも、様々な人の出会いの機会を増やす取り組みが必要です。

こうした一環として、地区福祉会の取り組みに、積極的に高齢者や障がい者、子どもたちがふれあえるような機会を取り入れていきます。具体的には、地区行事などで積極的にこうした様々な世代や様々な人々がふれあえるような機会をつくっていくことが大切です。

こうした活動を通じて、隣近所・向こう三軒両隣の助け合いを松阪市の「地域福祉文化」として定着させていきます。



## 100人委員会からの意見

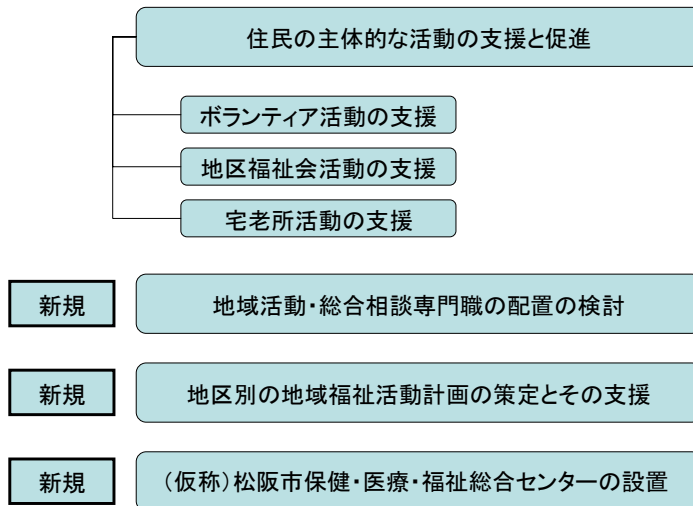
こんな意見が出されました！

- ◇ みんなが楽しく遊べる場所づくりを進める
- ◇ 老人と子どもたちとのふれあい会食の実施
- ◇ スポーツができる場づくりを推進する
- ◇ 地域の人との交流を良くする手段として、行事とか催事を多くしてお互いに顔見知りとなるようにする
- ◇ 軒下にベンチなどを置き、休みどころをつくる
- ◇ 歩行者専用道路のところどころにベンチを置き高齢者が会話できるようにする
- ◇ 地区行事をみんなで計画し年代の輪を広げる
- ◇ 向こう三軒両隣の復活
- ◇ 一人暮らし高齢者の見回り・声かけを平素からするようにする
- ◇ 地域の協力で老人の集いの場、ふれあいの場を確保
- ◇ 子どもとの井戸端会議
- ◇ 町内の子どもと老人のふれあい・登下校は老人が同行する
- ◇ 小学校の登下校時の見回り・送迎をする
- ◇ 気軽に集える場所の確保
- ◇ あいさつ運動の推進をする
- ◇ ボランティアの人にあいさつ運動をしてもらう
- ◇ あいさつ運動！子どもも大人も
- ◇ 私有地（空き家等）を貸してもらい利用する
- ◇ 公共施設などを開放してもらい利用する
- ◇ 河川敷を利用する
- ◇ 空家・空き地・公園の利用
- ◇ 集会所・公民館の利用
- ◇ 一斉奉仕を通じての交流
- ◇ 指導者の確保（老人クラブ、公民館等）

## 2. 市としての政策・社会福祉協議会の取り組み

市や社会福祉協議会は、こうした住民の主体的な取り組みを支えていく必要があります。そのために、以下のような取り組みを今後も継続して進めていきます。

### ② を具体化する政策・取組みの体系



#### (1) 住民の主体的な活動の支援と促進

人と人とのつながりをつくり出していくためには、住民の主体的な活動を支援・促進し、地域を元気にしていかなくてはなりません。松阪市では、ボランティア活動、地区福祉活動、宅老所の活動促進などを通じて、こうした住民の主体的な活動を支援していきます。

#### ① ボランティア活動の支援〈社会福祉協議会〉

##### <現状>

松阪市社会福祉協議会が運営するボランティアセンター(松阪市福祉会館)では、平成18年度(2006年度)に地域のボランティア活動者からの意向を踏まえ、知識・知恵・技術を学び、幅広く活躍していただくためのレクリエーション講座や、配食・給食ボランティアグループのための調理講座、災害時のボランティア養成のための災害ボランティア講座など各種講座を開催してきました。

##### <課題>

- ◇ 夜間の講座などは参加者数が少なく、今後の課題となっています。
- ◇ また、レクリエーション講座や調理講座、防災講座など単発で終わらせずに、継続した取り組みへとつなげていくことを意識した講座づくりが必要です。
- ◇ 講座への若者の参加が少ないことも課題として挙げられています。

### <取り組みの方向>

- ◇ （魅力ある講座づくり）今後とも地域のボランティアグループなどと相談しながら、本当に意味のある有意義な講座づくりを進めていきます。
- ◇ 参加者を増加させるために、魅力ある講座づくりとともに広報の仕方などを工夫していきます。
- ◇ （若者のボランティアを広げる取り組み）学生や若者がボランティア活動に参加しやすいような環境づくりとそのために魅力ある講座を開発します。

## ②地区福社会活動の支援<社会福祉協議会>

### <現状>

地区福社会は、地域社会において民間の自主的な福祉活動の中核となり、住民参加の福祉活動を推進し、保健福祉上の諸問題を地域社会の計画的・協働的努力によって解決しようとする公共性・公益性の高い民間非営利団体です。その使命は、住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進だといえます。そのために、社会福祉協議会では、事業を分担し、地区の実践活動を行って地区のニーズに応えることを基本とし、併せて地域の特性に合った独自の福祉活動を支援しています。

### ア. 基本活動

#### 地区福社会議の開催

福祉委員全員による総会、あるいは役員等による会議を開催し、地区福社会の1年間の活動、またはそれぞれ時節相応な活動に対する打ち合わせ会議を行っています。

#### 福祉啓発活動

各地区での福祉活動への啓発を図るため、講演会、学習会、福祉・保健施設の見学、地区の「福祉だより」の発行等を行っています。

### イ. ふれあい福祉活動

各地区福社会において、様々な人々の交流と地域での福祉活動推進のための各種のふれあい福祉活動の取り組みを支援しています。ふれあい福祉活動として取り組まれているのは、以下のような事業です。

#### ふれあい福祉活動の類型

活動類型	活動内容例
食事サービス	ひとり暮らし老人等昼食サービス、友愛訪問と夕食サービス等
集いの関係	敬老会、長寿を祝う（讃える）会、ふれあいの集い等
慰問・訪問関係	手紙の慰問、友愛訪問等
スポーツ関係	ふれあい球技大会、グランドゴルフ大会等
施設等交流関係	ふれあいもちつき大会等
親子行事関係	ふれあいマラソン大会、囲碁・将棋大会、魚つかみ大会等
地域行事関係	ふれあい防災訓練、凧揚げ大会、健康花見会等

## ウ. 選択活動

### 要援護者等食事会（26 地区実施）

- ・地域のひとり暮らし高齢者等を対象に、食事会（配食サービスを含む）を実施し、地域における福祉ネットワーク活動や見守り活動の推進を図っています。

### 在宅介護者の集い（7 地区実施）

- ・地域の寝たきり老人等の介護者を対象に、介護技術等の講習、介護者同士の交流、一息活動、食事会等を実施し、当事者組織の育成を図っています。

### 小地域助けあいネットワーク活動（6 地区実施）

- ・在宅要援護者（ひとり暮らし老人、寝たきり老人、障がい者世帯等）に対し、小地域での見守り、助け合いを目的とした援助活動の推進のための助け合いネットワークの形成を進めています。

### 防災ネットワーク活動（7 地区実施）

- ・災害時要援護者に対し、小地域での見守り、助け合いを目的とした援助活動の推進のための防災カルテの作成を進めています。また、防災講演会や研修会を実施することで地域防災意識の向上も図っています。

### 地域ボランティア講座（5 地区実施）

- ・地域福祉・ボランティア活動に関する講座・学習会等により啓発活動を実施しています。

#### <課題>

- ◇ 住民協議会との関係を関係者で協議・整理する必要があります。
- ◇ 感動できる事業、社会情勢に応じた新しい事業を開発していくことが求められます。
- ◇ 高齢者だけではなく、子どもやその親、団塊世代に向けての事業展開と参加を促していく必要があります。
- ◇ 地域における福祉サービス（活動）への取り組みに格差があるのが現状です。
- ◇ コミュニティビジネスへの取り組み等を促し、自己財源の確保を図っていく必要があります。
- ◇ おおむね小学校区単位で事業実施していますが、他の福祉会との連携が現状では不十分です。

#### <取り組みの方向>

- ◇ 住民が主体となって地域につながりをつくり出していく小地域活動の拠点として、地区福祉会活動を見直し、市、社会福祉協議会が活動の支援を継続して行っていきます。
- ◇ 高齢者や子ども、その親、障がい者、団塊の世代など様々な人が参加できるような地区福祉会活動の活性化を支援します。
- ◇ コミュニティビジネスへの取り組みなど、自己財源確保への取り組みを支援し

ます。

- ◇ 福社会同士のつながりを持ち、より活発な地域活動を推進していけるよう連絡協議会組織を設置し、情報交流を活発にすることで活動の活性化を図ります。
- ◇ 選択活動をできるだけ多くの地区福祉会が取り組むことができるよう、支援していきます。

### ③宅老所活動の支援<社会福祉協議会>

#### <現状>

高齢者が家に閉じこもりがちになったり、寝たきり状態になると、家族以外の社会と断絶しがちになり、結果として生きがいをなくしてしまいます。宅老所は、元気な高齢者に、寝たきり状態の高齢者やひとり暮らしの高齢者など家に閉じこもりがちな人を加えた数人（4～10人）の集まりをつくることで、高齢者の生きがいを支え、認知症などを防ぐことを目的とします。この場合、高齢者とはおおむね60歳以上の人をいいます。

下記のように、現在の松阪市内宅老所数は、157団体が活動しています。

157団体の各管内の内訳

本庁管内	114 団体
嬉野管内	9 団体
三雲管内	14 団体
飯南管内	19 団体
飯高管内	1 団体

- 平成17年（2005年）12団体（本庁管内10 嬉野管内1 飯南管内1）
- 平成18年（2006年）23団体（本庁管内13 嬉野管内3 三雲管内7）
- 平成19年（2007年）（10月17日現在）11団体（本庁管内3 嬉野管内2 三雲管内5 飯高管内1）

#### <課題>

- ◇ 宅老所の代表者として活動していただいている住民が、高齢化してきています。
- ◇ 代表者及び会員の間で、宅老所と老人クラブの区別が曖昧となる場合もあるようです。
- ◇ 宅老所（定員10人程度）が満員であるため、利用できない高齢者も出てきています。
- ◇ 宅老所の活動がマンネリ化してきているという指摘もあります。

#### <取り組みの方向>

- ◇ 開設数の少ない地域などで、気軽に歩いて通える範囲に宅老所を開設し、高齢者の閉じこもりや、介護予防、仲間づくりなどの活動をより一層進めていきます。
- ◇ 活動内容に介護予防的な活動を取り入れていき、代表者には看護師や健康運動

士などの資格をもった方が指導していくことなどを検討し、既存の宅老所を活性化させていく方策を検討します。

## **（２）地域活動・総合相談専門職（コミュニティソーシャルワーカー）の配置の検討<市・社会福祉協議会>**

上記のような様々な住民の主体的な活動を促し、地域の絆や人と人とのつながりをつくり出していくためには、それを支援する専門職員が不可欠です。松阪市社会福祉協議会の職員が中心となり、行政もそれに協力しながらこうした支援を行っていく必要があります。その際には、地域のニーズや課題の掘り起こし、福祉活動のお手伝いをし、様々な相談にのるといった地域に密着した支援を行う必要があります。そこで、小地域を単位として地域活動や、福祉に関する総合的な相談にのることができるような担当地域を限定した専門職を配置することを検討します。専門職を配置する単位や、業務内容、必要とされる専門性や研修のあり方などに関しては、今後検討委員会をもうけるなどして、検討していくとともに、市の進める地域マネジメントシステムの構築との関連も検討します。

## **（３）地区別の地域福祉活動計画策定とその支援<社会福祉協議会>**

地域の絆や人と人とのつながりは、お互いの顔の見える範囲で最も必要とされ、効力を発揮していくものです。地区福祉会（おおむね小学校区単位）でそれぞれの地域性を活かしながら、地域の絆やつながりを深めていく活動を活発化させていくために、平成20年度（2008年度）におおむね小学校区を単位に地域福祉活動の具体的な目標を定め、活性化させていくための「地域福祉活動計画」を策定することを社会福祉協議会が中心となって支援します。計画策定を通じて、地域の課題を明らかにし、ニーズを掘り起こし、地域の絆を深め、つながりのあるまちを小地域から実践していくことを目指します。

## **（４）（仮称）松阪市保健・医療・福祉総合センターの設置<市>**

近年の出生率の低下による少子化、急速なスピードで進行する高齢化をはじめ、国際化や情報化の進展、人口・経済・財政などが収縮する中、市民意識の変化やニーズの多様化に即応するため、保健・医療・福祉の施策の充実や地域社会の活性化等の推進が求められています。このような時代の流れを踏まえて、市民だれもが健康で生きがいを持ち、生涯を安心して暮らすことができる社会の実現のために、幅広い保健福祉人権サービスの提供、地域福祉活動の推進、すべての人の交流・連携による活力の創生機能等を備えた保健・医療・福祉・人権の複合的拠点施設の整備を進めます。

## 第2節 基本目標2「立 一人ひとりが主役になれるまち」を実現するために

### 立 一人ひとりが主役になれるまちを実現するための取り組みの概要

#### 住民主体の活動への提言

- 地域福祉活動計画への参加を進め、地域での実践につなげていきましょう
- 「地域でできることは地域で」を合言葉に地域活動・ボランティア活動・助け合い活動への参加を促進しましょう
- 持続可能な地域活動・コミュニティビジネスを立ち上げましょう
- 誰もが役割を持って地域の中で活躍できる機会をつくりましょう

#### 市としての政策・社会福祉協議会の取り組み

(自治の支援)

- 住民協議会の取り組みを支援します (市)
- 地域福祉活動計画の策定を支援します (社会福祉協議会)

(地域自立生活の支援)

- 地域包括支援センターの相談体制を充実させます (市)
- 地域密着型サービスを整備・拡充していきます (市)
- 障がい者の地域生活支援体制を確立します (市)
- 子育て支援センターを充実させていきます (市)

#### 既出

- 地域活動・総合相談専門職 (コミュニティソーシャルワーカー) の配置を検討します (市・社会福祉協議会)
- (仮称) 松阪市保健・医療・福祉総合センターを設置します (市)



松阪市地域福祉計画編集委員会の様子

## 1. 住民主体の活動への提言

### ㊦ 活動の具体例

こんな取り組みを進めましょう

#### 小地域での行動計画（地域福祉活動計画）への参加

市全体で取り組まなければならない課題や事業は多くあるとしても、多様な地域の実情を踏まえ、それぞれの地域に必要な取り組みを明確にしていくことが重要です。松阪市では社会福祉協議会を中心に、平成20年度（2008年度）に地域福祉活動計画の策定に取り組めます。地域福祉計画の理念を踏まえ、小地域で実際にどのような「活動」をつくり出していくかをそれぞれの地域で考える取り組みが必要です。

こんな取り組みを進めましょう

#### 「地域でできることは地域で」の心意気

「地域でできることは地域で解決する」。地域ごとに様々な課題がある中で、それぞれの地域で解決すべき課題は異なっているはずです。地区福社会の場や、住民協議会の場で地域の問題を話し合ひましょう。自分のことだけではなく、障がい者や高齢者、子どもなど様々な人の立場に立って考えてみると今まで見えなかった地域の課題が見えてくるかもしれません。もちろん、地域だけでは解決できないこと、もっと幅広い取り組みが必要な事柄については、行政とともに取り組んでいきます。

こんな取り組みを進めましょう

#### 持続可能な地域活動・コミュニティビジネスの立ち上げ

コミュニティビジネスとは、地域の課題解決や、地域資源の発掘・活用などをビジネスチャンスとしてとらえ、主に地域住民が主体となって地域活性化や社会貢献と事業の自立・持続発展の双方を実現しようとする小規模なビジネスのことをいいます。お金がないことで事業や活動が継続できないのではなく、住民自身が工夫して持続可能な地域活動をつくり出していく取り組みが必要とされています。

こんな取り組みを進めましょう

#### 誰もが役割をもって地域の中で活躍できる機会の創出

体が弱っても、障がいがあっても「弱者」と決めつけることはできません。各人が各人の「できること」を生かして、役割をもって生き生きと活躍できる地域にしていくことが必要です。宅老所などで高齢者を「お客さん」扱いせず、みんなが主役・参加者という気持ちで活動を進めると高齢者も自然に元気になるのです。みんなが少しずつ「できること」を持ち寄れるような地域活動を進めていきます。



「一人ひとりが主役になれる」ためには、地域の様々な取り組みに、住民自身がまさに「主役」として参加していくことが不可欠です。地域の取り組みには、様々な地域活動、ボランティア活動、助け合いの活動があります。無理のない範囲で、自分たちのできることに取り組んでいくことが求められます。

同じ松阪市内でも、地域の課題は様々です。小地域単位での住民主体の取り組みを進めるために、平成20年度（2008年度）には、松阪市社会福祉協議会と地域住民が中心となって「松阪市地域福祉活動計画」を策定します。自らの住む地域の課題を明らかにし、どのように取り組み、解決していくかをそれぞれの地域で計画化していきます。地区福祉会を中心として、地域の一人ひとりが主役になれるような取り組みを進めていくために、地域福祉活動計画の策定に参加し、実践していくことが求められます。

地域福祉活動計画の策定を通じて、それぞれの地域で独自のさまざまな活動が生まれ、また「地域でできることは地域で」という機運や心意気が生まれてくることを目指します。

## 100人委員会からの意見

こんな意見が出されました！

- ◇ ボランティア活動への参加、ボランティアに参加！
- ◇ ボランティア活動推進のリーダー養成
- ◇ 認知症や障がいを持つ人の目線で！
- ◇ 老人や弱者が生きがいを持ち、趣味を楽しんで自立していける社会を目指す
- ◇ 道路、公園をつくる場合、市民が参加して意見を言う
- ◇ 誰かがやってくれるのではなく、自分が楽しんで参加するという意識を高める
- ◇ 退職金等を利用した住民によるコミュニティ・バスの運営
- ◇ 宅老会の立ち上げ
- ◇ 自助・共助活動の推進・助け合いの心を育てる
- ◇ 自助・共助・公助の連携
- ◇ 自分自身が健康に留意し、自助協力が必要
- ◇ 元気でパワーを生かした老人にできる仕事をしたい
- ◇ 地区での清掃の徹底

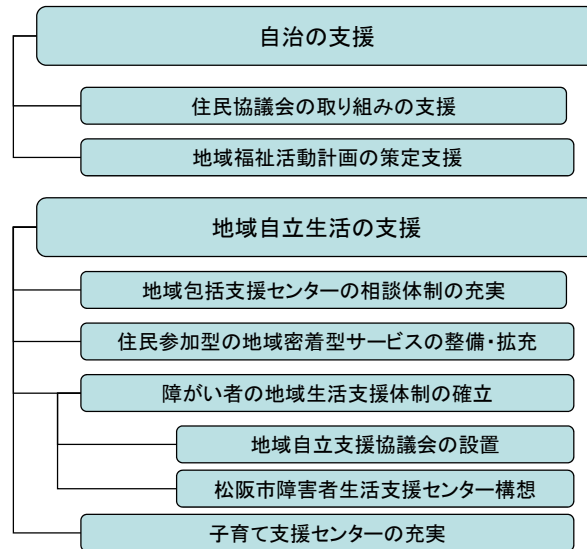


100人委員会の様子

## 2. 市としての政策・社会福祉協議会の取り組み

市や社会福祉協議会は、こうした住民の主体的な取り組みを支えていく必要があります。そのために、以下のような取り組みを今後も継続して進めていきます。

### ① 立 を具体化する政策・取組みの体系



#### (1) 自治の支援

##### ① 住民協議会の取り組みの支援<市>

###### <現状>

広大な面積と多様な特性を持つ本市全体に血がかよいい気配りの行きわたった市政が展開できるシステムの構築のために、本市では地域マネジメントシステム推進事業を進めています。具体的には、住民自治を拡充するため、小学校区単位程度での住民自治協議会の設置を進めること、都市内分権の推進をするために、市内を数カ所に分けて、そこへ地域振興拠点（総合支所）を設置することを進めています。

##### (参考) これまでの地域マネジメントシステム推進事業の経過

平成 15 年 9 月	「地域マネジメントシステムの構築」についての諮問
平成 16 年 4 月	「松阪市地域マネジメント検討審議会答申書」の公表
平成 16 年 5 月～7 月	地域マネジメント説明会<25 地区>
平成 16 年 9 月～12 月	市長による地域マネジメント説明会<25 地区>
平成 17 年 6 月	地域内分権タウンミーティング・講演会<108 名参加>
平成 17 年 11 月～12 月	市長による地域マネジメント説明会（旧町 18 地区）
平成 18 年 1 月	地域マネジメント市民懇談会<170 名参加>
平成 18 年 4 月	身近なまちづくりサポート会議シンポジウム<100 名参加>

## <課題>

- ◇ 住民協議会は、市民からの発議によって設立していくべきという発想に基づいており、設立した地区から始めていく「手上げ方式」をとっています。そのため、住民協議会の財源となりうる地域に交付されている補助金等について住民協議会を設立した地区と設立していない地区における取り扱いの調整がまだ不十分です。
- ◇ 地域マネジメントを推進するためにも、今後のPRが必要です。しかし、住民への広報は自治会に委ねていることから、自治会未加入者の多い地域、あるいは人口が多い地域においては、普及に時間がかかりそうです。

## <取り組みの方向>

- ◇ 小地域単位で住民が実際に参加し、決定し、事業を進めることで、自分たちが計画したものが実現できる（目に見えて実感できる）よう、地域マネジメントシステムを推進し、体制や法整備といった仕組みづくりを行います。これによって地区福祉活動などとも連動することで、地域福祉計画の取り組みも実践していきます。

## ②地域福祉活動計画の策定支援（第3章 第1節参照）

前節で述べたように、地域福祉活動計画の策定を支援することで、小地域単位で自らの地域にあった福祉活動を考え、つくり出していくことで自治の取り組みを支援していきます。

### （2）地域自立生活の支援

#### ①地域包括支援センターの相談体制を充実させます（松阪市高齢者保健福祉計画／介護保険事業計画による）

##### <現状>

介護保険法の改正により平成18年（2006年）4月より地域包括支援センターが創設されました。地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を続けられるようにするために、地域包括ケアを支える中核機関として総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的マネジメント支援、介護予防ケアマネジメントといった機能を担うことがその役割です。

市内では、平成18年度（2006年度）3カ所を設置し、平成19年度（2007年度）に2カ所増設して、合計5カ所で運営されています。包括的支援事業として位置づけられている4事業を一体的に行うとともに介護予防支援事業所として予防給付のケアマネジメントも行っています。

センターは、広いエリアの相談業務をカバーするため、在宅介護支援センターを協力機関として位置づけ、その業務を補助しています（平成19年度、13カ所委託）。また市に地域包括支援担当の職員を配置し、後方支援も行っています。

## <課題>

- ◇ 制度改正で新設された機関であるため、名称や役割についての周知が十分とはいえません。また、5 ヶ所の地域包括支援センターを開設していますが、地域特性により各センターは様々な課題を抱えています。
- ◇ 基本的な「包括的支援事業」のほかに「介護予防支援事業所」としての顔を併せ持つため、制度改正で新設された「予防給付」のマネジメントに追われて、本来の仕事がなかなか進まない状況にあると指摘されています。
- ◇ 認知症高齢者が急増するといわれ、高齢者虐待や消費者被害の防止など地域での見守り体制を構築していくための取り組みを進めていく必要があります。

## <取り組みの方向>

- ◇ 特に、地域福祉計画との関連では地域で困った時に何でも相談できる、総合相談窓口が存在することが極めて重要です。地域包括支援センターは、現在制度改正の余波から、介護予防といった要支援者のケアマネジメント業務に追われているのが現状ですが、今後はこうした「地域の総合相談窓口」としての機能を強化していきます。
- ◇ 地域の総合相談窓口として認知してもらえるよう、いっそうの広報・啓発に努めます。
- ◇ 現在は、計5 ヶ所のセンターが整備されていますが、第4期介護保険事業計画で地域包括支援センターの適正な設置目標を定め整備を進めていきます。

## ②住民参加型の地域密着型サービスの整備・拡充を進めます（松阪市高齢者保健福祉計画／介護保険事業計画による）

### <現状>

地域密着型サービスは平成18年（2006年）4月からの介護保険制度改正によって導入された新しいサービスです。これは住み慣れた地域での生活を支えるために、各市区町村の実情に応じて提供されるサービスであり、住み慣れた地域で暮らし続けていくことを支援するために極めて重要な役割を果たします。

地域密着型サービスには以下のようなサービスが含まれます。

小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホーム、認知症対応型デイサービス、夜間対応型訪問介護、小規模（定員30人未満）介護老人福祉施設入所者生活介護、小規模（定員30人未満）介護専用型特定施設入居者生活介護

特に、小規模多機能型居宅介護は、従来の介護保険サービスにはない新しい機能を備えており、地域での自立した生活を支えるために大きな役割を果たすことが期待されています。このサービスは、「通い（デイサービス）」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時「訪問（訪問介護）」や「泊まり（ショートステイ）」

を組み合わせサービスを提供することで、中重度となっても在宅での生活が継続できるように支援するものです。このサービスが創設される以前は、「通い」、「訪問」と「泊まり」などの介護サービスをそれぞれ別の施設で受けることにより、それぞれの場面で利用者に対応するスタッフが異なるために馴染みの関係やケアの連続性が保たれないなどの問題がありました。一つの事業所で、なじみのあるスタッフから一貫したサービスを受けることができれば、認知症の高齢者も混乱することなく安心してサービスが受けられるのです。こうした地域での自立生活を支えていくためのサービスを市として整備していきます。

地域密着型サービスをよりよいものにしていくためには、住民の参画が重要です。住民との協力が地域密着型サービスを充実したものにしていきます。ただ単に、地域密着型サービスを推進するだけでなく、住民、事業者、行政が協働し、住民参加型の地域密着型サービスを目指します。

なお、本市では「第3期介護保険事業計画」において次のような整備計画を掲げています。

### 第3期事業計画における整備計画と現在までの整備実績

	平成18年(2006年)		平成19年(2007年)		平成20年(2008年)
	計画	実績	計画	実績	計画
小規模多機能居宅介護	4カ所	3カ所	3カ所	1カ所	25人 3カ所
夜間対応型訪問介護					
認知症グループホーム	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	
認知症デイサービス	13カ所	3カ所	8カ所	2カ所	12人 5カ所
小規模特別養護老人ホーム			1カ所	1カ所	29人 1カ所
小規模有料老人ホーム			1カ所	1カ所	

※平成19年度(2007年度)実績は、平成19年(2007年)10月22日現在の数値  
 <課題>

- ◇ 介護保険事業計画策定時においては、介護サービス事業所の整備が進められており、新たな地域密着サービスについても、事業者の参入があると計画をしていました。しかし、新たなサービスの介護報酬や最近の要介護者の傾向から、事業所からの問い合わせ等の反響が少ないのが現状です。
- ◇ 市として将来のさらなる高齢化、増加する認知症高齢者の対応のため、各サービス事業の整備は不可欠と考え、現状を見極め年度途中で整備圏域を緩めて募集をしているところです。
- ◇ 平成20年度(2008年度)整備計画の公募も平成20年(2008年)初頭から圏域ごとでの実施を予定しています。なお、平成19年度(2007年度)の公募については、現在圏域を外し市全体で未整備分を募集しているところです。

### <取り組みの方向>

- ◇ できるだけ圏域ごとに地域密着型サービスを整備し、住み慣れた地域において暮らし続けていくことを支援していきます。
- ◇ 地域密着型サービスの運営に住民が関わっていくような仕組みを検討します。

### (3) 障がい者の地域生活支援体制の確立<市>

障がい者も住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるような環境をつくり出していかなくてはなりません。それには、地域住民の支え合いなどに加え、自立支援のための仕組みを構築することが重要な課題になります。障がい者も地域で安心して暮らしていけるよう、市としては次のような施策を重点的に進めています。

#### ①地域自立支援協議会の設置（松阪市障がい者計画による）

##### <現状>

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条の規定によって実施する障害者相談支援事業を効果的に推進すること及び松阪市における障がい者相談支援ネットワークを構築し、地域の障がい者を支援していくことにより、障がい者の福祉の向上を図ることを目的に、地域自立支援協議会が設置されました。

地域自立支援協議会は、障がい者支援に関わる関係者の協議の場です。障がい者の生活をライフステージ（生まれてから亡くなるまで）の視点で包括的にとらえ、それぞれの場面で支援者がバラバラに支援するのではなく、定期的に一堂に会し、情報交換や支援システムの構築について話し合うのです。構成員が障がい者福祉の関係者だけではなく、教育関係者、企業代表者、公共職業安定所など多様なメンバーが含まれているのもそのためです。

##### 地域自立支援協議会の概要

○事業開始：平成 19 年度（2007 年度）

○実施主体：松阪市

○構成員：30 人

障がい者団体代表者、障害者相談支援員、障害福祉サービス提供事業者、医師会代表者、教育関係者、障がい者雇用企業代表者、学識経験者、公共職業安定所職員、など

○機能

- ・障がい者相談支援の中立及び公平性を確保するために、相談支援事業要綱によって委託した相談支援事業者の運営評価
- ・困難な相談支援事例への対応のあり方に関する協議と調整としての個別ケア会議の開催
- ・地域の関係機関による相談支援ネットワークの構築と運営
- ・権利擁護制度や成年後見制度利用支援事業などの分野別の協議

・相談支援員の質的向上のための支援事業の実施

○設置 平成 19 年（2007 年）8 月 23 日

○事業 ・協議会開催 3 回

・個別ケア会議の開催

・障害者相談支援員研修会の開催（1 回をすでに開催し、年度末にも予定）

### <取り組みの方向>

◇ 地域福祉の視点からは、障がい者も地域住民の一員として、安心して自分らしく暮らし続けていくことを支援していくことが重要です。地域自立支援協議会が、単に形式的なものにとどまらず、障がい者が地域で暮らし続けることを真剣に協議し、ライフステージに応じた福祉サービス利用援助が可能になるような協議の場として機能させていきます。

### ②松阪市障がい者生活支援センター構想（松阪市障がい者計画による）

松阪市障がい者計画では、小学校単位の区域に、障がい者やその家族が、安心して利用できる生活相談・人権相談システムを構築し、いつでも相談に応じられるようにしていくことを謳っています。そして、単に相談を受けるだけではなく、障がい者福祉関係機関や保健医療関係機関との連携を図り、障がい者ケアマネジメント体制をつくり上げ、必要とする支援やサービスを提供できるようにしていきます。

その体制の具体例として、障がい者生活支援センター（仮称）を設置し、既存の障がい者福祉関係施設に相談支援スタッフの配置を行い、その支援センターを拠点にした全市的な障がい者相談支援ネットワークを構築していきます。

平成 19 年度（2007 年度）は、松阪市障がい者生活支援対策検討会（仮称）を設置し、次の事項を検討します。

○障がい者生活支援センター設置の検討

○障がい児療育事業（松阪市療育センター）の検討

○障がい者（児）保健医療サービスの検討

### （４）子育て支援センターの充実（松阪市次世代育成支援行動計画による）

#### <現状>

子育て支援センターは、育児不安などについての相談、親子の居場所づくり、子育てサークルへの支援、情報提供等、他機関との連携を図りながら地域の子育て・家庭に対する育児支援を行うことを目的とした支援施設です。

現在、本庁管内 8 ヲ所、嬉野管内 1 ヲ所、三雲管内 2 ヲ所、飯南管内 1 ヲ所の計 12 ヲ所が整備されています。今後さらに、本庁管内、嬉野管内、飯高管内において施設整備等をはかりながら、現在 12 ヲ所から 15 ヲ所の整備を目指しているところです。



地域福祉の視点からは、子育て支援センターの機能のうち、子育てサポーターや子育ての各種サークル、ボランティアの活動拠点としての機能を強化していくことが重要です。子育てしている親たちが安心して子育てができる環境を整えていくために、行政だけではなく、先輩ママや、当事者同士の支え合いの機能を強化していかなければなりません。

**<課題>**

☆ 事業を拡大していきたいが、人員的問題もあることから、ここ数年は現在の事業内容で実施しているという現状があります。

**<取り組みの方向>**

☆ 次世代育成支援行動計画に基づいて子育て支援センターの子育てサポーターの養成や、子育てサークルの活動などを支援していきます。

### 第3節 基本目標3「安 安心して暮らせるまち」を実現するために

松阪市を安心して暮らせるまちにしていくために、以下のような取り組みを住民と行政、社会福祉協議会が協力して進めます。

#### **安** 安心して暮らせるまちを実現するための取り組みの概要

##### 住民主体の活動への提言

- 地域で情報を共有して、向こう三軒両隣の助け合いを進めましょう
- 登下校の見守り・地域のパトロールなどの活動を進めましょう
- 地域で高齢者を支える見守り(ごみ出し・悪徳商法の撃退等)活動を進めましょう
- 子育て世代も安心して地域の行事に参加できるような取り組みを進めましょう
- 災害時要援護者のカルテの作成を進めましょう
- 地域で防災マップの作成を進めましょう
- 地域で健康づくりのための輪を広げましょう

##### 市としての政策・社会福祉協議会の取り組み

###### (福祉サービスの利用支援)

- 民生委員・児童委員会活動の支援を充実させます(市)
- 地域福祉権利擁護(日常生活自立支援)を充実させます(社会福祉協議会)
- 法律相談(サテライト法律相談)を充実させます(社会福祉協議会)
- 悪徳商法・多重債務対策を進めます(市)

###### (地域公共交通システム)

- 地域公共交通システムの充実を検討します(市)

###### (防災システム)

- 防災システムの確立を検討します(社会福祉協議会、市)

## 1. 住民主体の活動への提言

### **安** 活動の具体例

こんな取り組みを進めましょう

#### **地域の情報共有で安心して暮らせる地域に**

民生委員さんや自治会長さんが中心となって自分の隣近所の高齢者の情報を共有していく仕組みをつくるのが大切です。個人情報という大げさなものではなく、ちょっとした情報共有がいざという時に役立つのです。誰がどんなことで困っているか、まず知ることが重要です。隣近所のちょっとした手助けが、安心して地域で暮らせる基盤となるのです。

こんな取り組みを進めましょう

#### **子どもたちへの地域の見守り活動の実施**

子どもたちの登下校時などに子どもたちを見守るボランティアを地区福祉会や自治会の活動として取り組んでみてはどうでしょうか。こうした活動が定着することで結果として不審者や空き巣、悪徳業者が近づけない安心して暮らせる地域づくりを進めていくことができます。子どもたちが自然とあいさつを交わすようになったり、交流するきっかけになったりするという世代間交流の効果もあるようです。地域の子どもたちが大人に見守られながら育っていくことは、子どもたちの「育ち」にも意義ある取り組みになります。

こんな取り組みを進めましょう

#### **子育て世代も行事に参加しやすくする民生委員・児童委員の取り組み**

行事に参加する若い世代のお母さんたちは、子どもを預かってもらうことで安心して行事に参加することができます。民生委員・児童委員さんが託児のボランティアを引き受けて、若いお母さんが安心して行事に参加できるようにしてはどうでしょうか。先輩ママのアドバイスも若いお母さんたちにはありがたいものです。ちょっとしたアイデアが地域の安心につながっていくのです。

こんな取り組みを進めましょう

#### **民生委員・児童委員が中心となって地域の災害時要援護者のカルテづくり**

民生委員・児童委員が、災害時に不安のある方々に直接聞き取りを行ってカルテをつくることで、いざというときに誰がどんな助けを欲しているか、把握しておくことができます。こうしたカルテづくりは、災害時に限らず、地域の支援を必要とする人とのコミュニケーションのきっかけともなります。ただし、こうした個人情報に関わる取り組みは、市の統一した方針が求められます。

近年、地域の安全で安心な暮らしを脅かすような様々な犯罪被害などが起こっています。特に、子どもたちを狙った犯罪や、悪徳商法・次々販売といった高齢者や知的障がい者が被害にあう悪質な訪問販売などが問題になっています。地区福祉会や、民生委員・児童委員が中心となって、ひとり暮らし高齢者、登下校時の子どもなどの見守り活動を組織して、安心して暮らすことできる地域をつくり出していきます。子どもたちの見守り活動を進めることは、結果として不審者や空き巣、悪徳業者を近づけない地域づくりにつながっていきます。また、ひとり暮らしの高齢者の見守り活動は、地域で情報の共有を図り、無理のない範囲で進めていくことが重要です。ちょっとしたゴミ出しなどで安心して暮らせる高齢者もたくさんいらっしゃるのです。

さらに、地震や台風被害といった自然災害は、いつ・どこで起こっても不思議ではなく、こうした自然災害による被害も私たちの安心で安全な暮らしを脅かす心配があります。実際、風水害などで避難した高齢者からは、様々な不安の声が聞かれているようです。災害時要援護者のカルテづくりは、こうした高齢者の不安に応える取り組みです。

地域の安心で安全な暮らしを守っていくためには、行政の取り組みはもちろんのこと、小地域での見守りや支え合いといった「ご近所の底力」が極めて重要な役割を果たすことがわかっています。犯罪者や悪徳業者がはいってくるできない地域づくり。いざというときに真っ先に安否の確認をすることができるような日頃からの地域づくり。こうした地域の力が重要なのです。

こうしたことを踏まえて、登下校時の見守りや地域のパトロール、地域で高齢者を支える見守り活動などを、地区福祉会などが中心になって立ち上げ、進めていきます。また、民生委員・児童委員などを中心に、災害時要援護者のカルテ作成を行い、いざというときにまず身近な地域の人が最初の手助けを行えるような体制を整えていきます。

加えて、安心して暮らせるまちの実現には、地域に住む一人ひとりが健康であり、地域も個人の健康を支えることができることが大切です。健康を病気や障がいがないということではなく、人が心豊かに暮らせるための大切な資源の一つとしてとらえ、身体的にも精神的にも社会的にも健やかで良好な状態になることをめざしましょう。そのためには、どんどん地域に出て、行き交う人に声をかけ、人とつながりあうことが自分を健康にし、地域を健康にしていきます。

もっともっと、素敵な自分をめざしましょう。そのために、個人をとりまく家庭、仲間、地域、学校、職場、行政などが一体になって、健康づくりを支援でき、生活の質の向上を最終ゴールとして、その人らしく生き生きと暮らせる快適で健やかな地域社会の整備を進めていきます。

地域が安全であったり、町並みがきれいだったり、季節感や歴史を感じることができ、みんなが地域を大切にしている、子どもから高齢者、障がい者、妊婦さん、外国人、みんなが出かけたくなるような、安心で健やかな住みよいまちにしましょう。

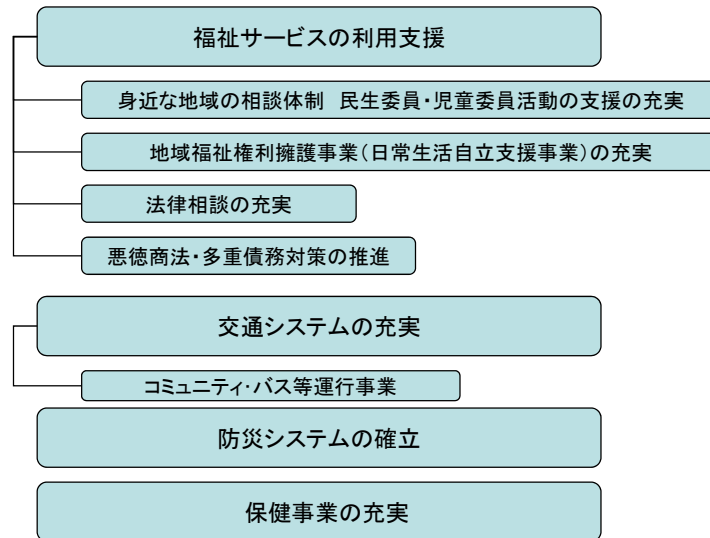
# 100人委員会からの意見

## こんな意見が出されました！

- ◇ 災害を想定して地域で防災訓練を行う
- ◇ 緊急時の対応のマニュアル化を進める
- ◇ 避難所の利用は子どもや災害弱者優先のルール化をする
- ◇ 地域の訓練への参加（機会を多くする）を進める
- ◇ 避難用持ち出し袋の準備と点検
- ◇ 災害時非常持ち出し袋や備品の常備と定期確認をする
- ◇ 家屋の耐震対策や家具の転倒防止の工夫をする
- ◇ 回覧板・通信などによる防災情報の提供を進める
- ◇ お互いに隣近所の家族を知る どのような支援が必要か知るようにする
- ◇ 中学校区、小学校区等で防災連絡協議会をつくり情報交換する
- ◇ 自治会を中心に話し合い、自主防災組織を見直し関係機関、団体等と連携する
- ◇ 地域防災ボランティアを育成する
- ◇ 危険箇所の把握・対策
- ◇ 自警団の設立・消防団等を充実させる
- ◇ 小学校単位、老人会、自治会、企業によるパトロール隊の巡回を行う
- ◇ 自治会、老人会、PTA、地域ボランティアでパトロールを行う
- ◇ 交通指導するボランティアの数を増やす
- ◇ 市民全体の交通教室の徹底
- ◇ 安全な河川敷の活用を進める
- ◇ 安心して美味しい作物がとれる
- ◇ いろいろの生物が住める
- ◇ 地域の住民・福祉資源の協力
- ◇ 買い物を助けてくれる人がいる
- ◇ ゴミ出しを手伝ってくれる人がいる
- ◇ 安全に遊べる 遊びのリーダーづくりを進める
- ◇ 交通 NPO を設立する
- ◇ 高齢者にとって生きがいになることをみんなで考え健康につなげる

## 2. 市としての政策・社会福祉協議会の取り組み

### ② を具体化する政策・取組みの体系



#### (1) 福祉サービスの利用支援

福祉制度は、行政による措置から事業者との対等な契約へと変化しています。利用者自らが選択し、その内容や質を見極める力が求められるようになってきています。しかし、安心してサービスを利用し、暮らし続けていくためには、全てを利用者の選択に任せるだけではなく、サービスの利用を支援する仕組みが不可欠です。そこで、松阪市では福祉サービスの利用支援として以下の施策を重点的に進めていきます。

#### ①身近な地域の相談体制 民生委員・児童委員活動の支援の充実<市>

##### <現状>

民生委員・児童委員のみなさんは、もっとも身近な相談者として住民の立場に立ち、福祉サービスの相談や利用支援の活動を行ってきました。今後とも身近なところで相談相手となる民生委員・児童委員の活動は地域福祉を推進していくために極めて重要です。

##### <課題>

- ◇ 民生委員・児童委員の活動は、自発的な協力によって支えられており、あまりに負担が大きいところした活動を継続していくことが難しくなっています。
- ◇ 地域での担い手の不足や、地域の理解不足などが指摘されています。

##### <取り組みの方向>

- ◇ 今後とも民生委員・児童委員の活動を支援し、その質を高めるために研修の機会等を増加させるとともに、民生委員・児童委員の活動が理解されるよう、啓発に努めます。

- ◇ 民生委員・児童委員の活動をサポートするための地域福祉の推進役である「福祉サポーター」（仮）の養成を検討していきます。

## ②地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の充実

### <社会福祉協議会>

#### <現状>

地域で安心して暮らし続けるためには、その人の権利が守られることが不可欠ですが、残念ながら特に社会的弱者と呼ばれる人たちの権利侵害の事案は深刻になるばかりです。権利侵害には、身体的・経済的な虐待、悪徳商法・次々販売といった消費者被害などが挙げられます。虐待に関しては、平成 18 年（2006 年）4 月より高齢者虐待防止法が施行され、地域包括支援センターを中心として取り組みがなされているところではありますが、十分ではないのも現状です。

このような状況の中で、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）は、判断能力の十分でない人が、福祉サービスを選択・契約により利用できるよう、福祉サービス事業者との契約手続きや利用料の支払い等を援助することです。地域で安心した生活が続けられるよう、福祉サービスを適切に利用する権利を擁護することを目的にして、そのための①福祉サービス利用援助サービス、②日常的金銭管理サービス、③書類預かりサービスを実施しています。

平成 11 年（1999 年）10 月の事業開始以来、三重県全体では累計相談件数 28,600 件、契約件数約 800 件となっており、途中解約を差し引き、実利用者数は約 560 件と推移してきています。

松阪市においては平成 19 年（2007 年）10 月現在、実利用者数は 75 件となっており、契約見込みの相談中案件を含めると平成 19 年度（2007 年度）中に 90 件を超えることはほぼ確実と予想されています。

#### <課題>

- ◇ 相談内容が年々複雑化し、権利侵害事例への対応や成年後見制度との連携が求められる事例が増えており、契約に至るまで長期に渡ることが多々あるという課題があります。
- ◇ 松阪市社会福祉協議会では、現在 75 件の利用者に対し専門員が 2 名で相談業務を行っていますが、相談内容の複雑化によって事業の目的を果たしていくことが難しくなっています。
- ◇ 地域で安心して暮らし続けていくためには、判断能力の衰えに応じたサービス利用支援や適切な金銭管理のためのサービスが不可欠です。今後、専門相談員体制の増員や、専門性の向上のための機会を設けていくことが必要です。それにより、潜在的な利用ニーズの発掘や、外部関係機関との連携の強化を図っていく必要があります。

#### <取り組みの方向>

- ◇ 地域福祉権利擁護事業における専門相談員（現状 2 名配置）の増員を検討します。

- ◇ 住民や関係機関への地域福祉権利擁護事業の周知を徹底し、わかりやすく、利用しやすい相談支援体制を整えます。
- ◇ 地域の民生委員・児童委員や地区福祉会や、地域包括支援センターなどの専門職とも連携し、ニーズの掘り起こしを進めます。また、地域での見守りによって事前に被害を防ぐことができるような体制づくりを支援します。

### ③法律相談の充実＜社会福祉協議会＞

#### ＜現状＞

現在、『だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくり』を目指して、松阪市福祉会館において毎月第2・第4木曜日（午後1時から5時まで）弁護士2名による法律相談を実施しています。相談内容としては、相続関係や離婚といった親族関係や、負債・債務に関する相談等様々な相談が寄せられています。

#### ＜課題＞

- ◇ 一日あたりの定員は15名であり、午前8時30分の受付時において定員を満たすことがほとんどという現状にあります。電話での予約を行っていないため、遠方の住民の利用が困難になるという課題があります。

#### ＜取り組みの方向＞

- ◇ より多くのニーズに応えられるようサテライト（出張）の法律相談の実施を検討します。

### ④悪徳商法・多重債務対策の推進＜市＞

#### ＜現状＞

商品の情報量等において弱い立場にある消費者を狙った悪徳商法に対する啓発活動や相談事業は、三重県消費生活センターをはじめとする関係機関と連携しながら商工観光課で対応しております。啓発に関しては、市広報やホームページによる周知に努めています。また、年間を通じて寄せられる消費生活相談では、架空請求に関する問い合わせをはじめ、訪問販売や多重債務に関する相談が増加しております。

#### ＜課題＞

- ◇ 特に、高齢者等を狙った悪徳商法については、冷静な判断ができないままに、言葉巧みに契約させられていくケースがみられることから、より地域に根ざした消費者啓発が必要と考えています。

#### ＜取り組みの方向＞

- ◇ 消費者トラブルにあわないよう、地域における見守り活動等の取り組みを支援していきます。
- ◇ 地域包括支援センターや地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）など、専門職の活動と住民の地域での活動が力を合わせ、こうした被害を未然に防止するような仕組みを検討します。



## (2) 地域公共交通システムの充実<市>

移動手段の確保は、安心して暮らすために不可欠です。特に、高齢者や障がい者は、移動手段の選択がままならず、引きこもりがちになってしまったり、買い物、通院、公共機関の利用、余暇などに深刻な影響を及ぼします。そこで、市内の移動を便利にするために、効率的・効果的な交通体系を構築していく必要があります。

松阪市では「松阪市公共交通協議会」が設置され、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関することが協議されています。

地域公共交通システムに関しては、「松阪市地域公共交通システム報告書」でその方針が示され、従来の行政主導の整備ではなく、行政と地域が相談しながら地域にあった公共交通を検討するとともに、運行にあたっては地域が相応の協力と負担を行うことが前提であると確認されています。

### ①コミュニティバス等運行事業<市>

#### <現状>

鉄道や路線バスではカバーされていない公共交通が不便な地域への生活交通の確保、交通利便性の向上及び交流活動の活性化を目的に、コミュニティバスの運行を行っています。

	平日便数	休日便数	年間利用者
市街地循環バス	16 便	15 便	80,135 人
飯南コミュニティ・バス	4 便	運休	3,153 人
宇気郷(飯福田・柚原線)	2 便	2 便	226 人
〃(与原・深長線)	4 便	4 便	96 人
黒部・東地区	11 便	運休	6,164 人
空港アクセス・三雲松阪	19 便	19 便	5,892 人

(平成 18 年度公共交通システム一覧)

#### <課題>

◇ 特に山間部や人口の少ない地域においては、買い物や通院等に公共交通が果たす役割は極めて重要ですが、地域の需要に適した運行手段を用いたコミュニティ・バス等の運行が課題です。

#### <取り組みの方向>

- ◇ 各地域の自治会が主体となって設置される公共交通運行検討委員会において十分協議し、行政とも協議しながら本当に必要とされる公共交通のあり方を検討していかなくてはなりません。
- ◇ 各地域別(嬉野管内、三雲管内、飯南管内、飯高管内)における今後の検討方向は、「松阪市地域公共交通システム報告書」も示されていますが、「移動手段を確保することが難しい」高齢者や障がい者に配慮した検討が今後も求められます。

### （３）防災システムの確立＜市・社会福祉協議会＞

#### ＜現状＞

昨今、能登半島地震、新潟県中越地震、台風によるたび重なる豪雨より、様々な自然災害が起こっています。また、三重県下においては、東南海地震の発生についても危惧されており、被災時には住民が助け合い、支え合えるよう地域のネットワークを整備しておくことが重要なこととなっています。

現在、市では、保健部・福祉部及び生活部において「要援護者に係る諸情報の把握と共有のあり方及び災害時における安否確認等の円滑な実施について」の検討をおこなっています。検討の内容としては、平素からの要援護者に関する諸情報の把握の仕方、収集方法などと合わせて情報の利活用について他の自治体等の動きも参考に、今後も継続して行っています。

一方、民生委員・児童委員による協議では、平成 19 年（2007 年）8 月より個人情報の取扱いと市からの情報提供ルールの見直しを進めてきました。見守り活動の中で実施している「ひとり暮らし老人調査」や 3 年毎の委員改選時に行う高齢者等の「福祉票」による調査等を実施していますが、さらに要援護者の情報を収集するため、対象者の手上げ方式も同時に行っていくことを検討しています。また、取得した情報は、電子ファイルによって保管をし、市が保有する地図情報（GIS）システム上に情報を付加（マーカーの設定等）するなど、GIS システムの有効利用の方法と合わせて検討しています。

松阪市社会福祉協議会においては、三重県社会福祉協議会より 2 ヶ年（平成 19 年度、平成 20 年度）、各年度 15 万円の助成を受け、避難訓練や安否確認訓練等をモデル的に実施しています。また、地区福祉会の選択活動のひとつとして、防災ネットワーク活動（1 地区/年間 1 万円）において活動支援を行っています。この活動は、防災カルテ（災害時要援護者のカルテ）の作成を実施条件としていますが、平成 19 年度（2007 年度）は 7 つの地区福祉会が選択し、防災カルテの作成に取り組んでいます。例えば、嬉野地区福祉会では 408 人、飯南地区福祉会では 329 人の防災カルテが回収されており、嬉野管内においてはさらにデジタルマップに要援護者宅の情報を落としこむ作業も進んでいます。

#### ＜課題＞

- ◇ 災害時要援護者防災カルテについては、個人情報にあたることから、その保管・管理の問題があります。また、「どこで」「だれが」「何のために」「どのように」と利活用面を明確にする必要性が指摘されています。
- ◇ 市が策定している「松阪市地域防災計画」では、災害対策本部の関係対策部において避難者対策が位置づけはされていますが、福祉部及び保健部で担当する要援護者について、どうするか詳細にできていないのが現状です。

#### ＜取り組みの方向＞

- ◇ 防災カルテにおいて、要援護者に関する必要最低限の情報を得るために、必須項目を設定し、その部分については統一を図ります。しかし、地域によって社

会資源や環境等、置かれている状況はそれぞれ異なるものであり、必須項目以外の項目については、各地域に合わせたものを作成していただきます。

- ◇ 要援護者が災害時の不安を少しでも軽減できるように、福祉避難所を設置し、避難所で必要な支援が受けられるよう機能強化を図ります。
- ◇ 松阪市個人情報保護条例との関わりでは、内閣府が平成 18 年（2006 年）に災害時要援護者の避難支援ガイドラインを改訂した際に、「平常時から要援護者の個人情報を管理共有して、要援護者対策を進めることは要援護者の利益である。」と示していることから、市に設置する個人情報保護審査会での手続きを踏まえば共有が可能と考えられます。市における情報は個人情報保護条例等の法規の定めに従い、要援護者情報の利活用ができるよう検討を進めます。また、地域（区）の自主防災組織等で収集した情報は、地域のルール（取決め等）による運用となりますが、その利活用にあたっては、市からの情報とは区別して扱うよう指導します。
- ◇ 今後は、市の防災訓練だけでなく地域における安全・防犯マップづくり、避難支援プログラムや安否確認・避難所運営訓練などのシステムづくりやマニュアルづくりなども協働・支援していきます。

#### （４）保健事業の充実<市>

##### <現状>

高齢社会の到来、生活様式等の変化に伴い、食生活、運動、喫煙、飲酒などの生活習慣を起因としたがん、脳卒中、心疾患などの生活習慣病が疾病全体で大きな割合を占め、若年期から高齢期まで増加していく傾向にあります。

すべての市民にとって「健康」は、人が幸せに生きるための重要な資源としてとられ、元気に楽しく、安心して暮らすことができるように、一人ひとりが疾病を予防し、健康の保持増進に取り組んでいくことが重要視されています。

##### <課題>

- ◇ 「自分の健康は自分で守り、つくる」ことを基本に、すべての市民が運動、栄養、休養のバランスのとれた生活習慣を身につけ、充実した人生をおくることができるよう、地域の実情に即した市民の自主的な健康づくりを支援するとともに、若年期からの生活習慣病対策を進め、ライフステージに応じた疾病の予防、早期発見、早期治療など保健事業を推進していきます。

##### <取り組みの方向>

- ◇ 健康増進計画「健康まつさか21」の推進します。  
「自らの健康は自らがつくる」との健康意識の高揚を図ります。  
家庭を基盤とした積極的な健康づくりの実践と習慣化に努めます。  
地域、グループなど市民が主体の健康づくり組織の育成を行います。  
栄養・運動・休養の大切さを普及啓発します。
- ◇ 母子保健を推進します。

妊産婦の健康の保持増進と子どものこころとからだの健やかな発達を支援します。

◇ 成人保健事業を推進します。

生活習慣病予防対策を推進します。

健康診査の受診勧奨に努め、適切な保健指導の実施を図ります。

地域の実情に応じた健康教育、健康相談を実施します。

歯と口の健康づくりを進めます。

◇ 感染症予防対策を推進します。

感染症予防知識の普及、情報提供、予防接種事業などを進めます。

◇ 保健・医療・福祉体制の整備

保健事業における総合相談を推進し、医療と福祉との有機的連携を図ります。

## 第4節 基本目標4「学 意識を高め、学びあうまち」を実現するために

### 学

### 意識を高め、学びあうまちを実現するための取り組みの概要

#### 住民主体の活動への提言

- 地域における福祉教育を充実させ、実践することで「心を育てる」取り組みを進めましょう
- 地域の中にある多様な人材を発掘し、活躍してもらえる場をつくりましょう
- 障がいのある人と交流を図り、理解を深める取り組みを進めましょう
- 地域で認知症や障がいの理解を踏まえ多様な人の立場にたった取り組みを進めましょう
- 地域間・地区福祉会同士の交流・学びあいを促進しましょう

#### 市としての政策・社会福祉協議会の取り組み

- 地域や学校教育における福祉教育の支援を進めます（社会福祉協議会）
- 廃校利用・空き店舗利用を進めます（市）
- 子どもから大人まで学べる「松阪地域福祉大学」の創設を検討します（市）



松阪市地域福祉計画編集委員会の様子

## 1. 住民主体の活動への提言

### 活動の具体例

こんな取り組みを進めましょう

#### 地域で福祉の心を育てる取り組み

点字ブロックやエレベーターの設置など、バリアフリーの取り組みを進めることはもちろん重要です。しかし、自然な形で人を助けること、ちょっとした支援を自然な形でできることが福祉の本質ではないでしょうか。地域でできることをそれぞれが役割を持って取り組んでいくことが大切です。

こんな取り組みを進めましょう

#### 福祉教育を取り入れた防災訓練

地区福祉会活動のひとつである「ふれあいの集い」に、避難訓練を取りいれました。特にその中で、車椅子の体験、車椅子・アイマスクを使っての避難体験をすることで、災害弱者の困難さを体験することができました。今までの事業の中にちょっとした工夫を加えることで、防災の意識を高め、少しでも障がい者の気持ちを知ることができるような事業を展開することができるはずです。

こんな取り組みを進めましょう

#### 地域の様々な「先生」の発掘

地域には様々な能力を持った人たちが暮らしています。こうした様々な力を輝かせることで、生き生きとした地域にしていくことができるはずです。また自分の能力を生かし、地域の中で役割を持つことは、自分自身を輝かせ、生きがいにもつながっていくはずです。地域の様々な力を発掘してみませんか。

こんな取り組みを進めましょう

#### いろいろな人の立場にたった活動の推進

編集委員会の中では、障がい者は、参加したくても移動手段がないために参加できないことがあるという意見が出ました。これに対して、他の委員からは、そうした障がい者の現状を地域のみならず共有し、対応を考えていくことが必要であると提起されました。障がい者の立場に立って地域活動を進めていくためには、まずは障がい者とふれあい、お互いに声をかけられるような場づくりをしていくことから始めて、そのニーズを良く知ることが必要ではないでしょうか。そして、ふれあうことから一歩進んで、共に生きる地域づくりに進めていくことが重要です。

地域で助け合いや支え合いを進めていくためには、「心を育てる」実践が不可欠です。小さな取り組みであっても、地域住民がお互いに知り合い、そして生活に困難を抱えている人の気持ちを知ることができるような地域を基盤とした福祉教育を実践し、充実させていくことが必要になります。

また、地域には様々な力や経験をもった方が暮らしています。地域のみなさんがある場面では先生となり、ある場面では生徒となって学びあいを深めていけば、地域のみなさんがそれぞれの役割や生きがいを感じ、いきいきと暮らしていくことができるのではないのでしょうか。

地域には、ひとり暮らしの高齢者や認知症の高齢者、障がいのある方、日本での生活になじもうとする外国人やその家族など様々な人が暮らしています。まずはそうした人たちと交流を深める機会をつくっていくことがお互いに理解しあい、それぞれの立場に立つための出発点になるでしょう。お互いに知り合わなければ、助け合うこともできません。その上で、お互いにできることを認め合い、助け合いの活動につなげていくことが大切です。

同時に、こうした活動を地域間や地区福祉会で情報交換し、良い実践は他の地域に広げていくことが重要になります。地域ごとの課題は異なっても、交流し、良い実践を学びあうことで松阪市全体に学びあいの実践を広げていきます。

## 100人委員会からの意見

こんな意見が出されました！

- ◇ 身体の仕組みを親子で話し合う
- ◇ 子育て“絆”を大切に“親”教育の必要性
- ◇ 生命（いのち）を育む“食育”（栄養）
- ◇ 自殺「いじめ」はどうしておこるのか？…視点を変えてみる
- ◇ 生命（いのち）の尊さを大切にする心を育む
- ◇ “遊び”のプロが玩具を販売しながら親も学ぶ
- ◇ 親子、高齢者、成人共に道路の渡り方の指導
- ◇ 食生活や運動に興味をもち、自ら進んで取り組める社会を目指す
- ◇ 自然学習体験が出来る
- ◇ 交通マナー教室を実施する
- ◇ 親子で参加する交通安全指導をする
- ◇ いたみを共有する
- ◇ 障がい者のことを良く知るための勉強会、交流会をやり、お互いの向上を図る
- ◇ 外国人との交流 国際交流のためにもぜひ！
- ◇ 学校、公民館、団体等の連携



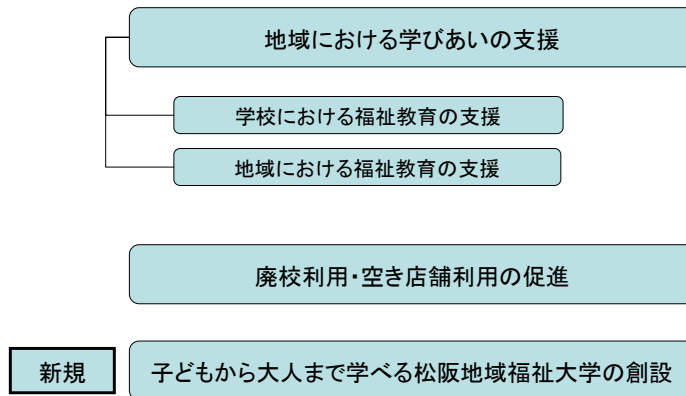
100人委員会の様子



## 2. 市としての政策・社会福祉協議会の取り組み

市や社会福祉協議会は、こうした住民の主体的な取り組みを支えていく必要があります。そのために、以下のような取り組みを今後も継続して進めていきます。

### ① 学を具体化する政策・取組みの体系



#### (1) 地域における学びあいの支援

##### 地域及び学校における福祉教育の支援

###### <現状>

福祉教育には、子どもたちを対象とした学校教育内外での福祉教育、そして地域住民を対象とした市民学習の一環としての福祉教育、という2つの側面があります。

社会福祉協議会では、子どもを含む地域のすべての住民を対象に、社会福祉への理解と関心を高め、社会参加、社会連帯の精神を養うとともに、地域内における福祉教育の実践、及び学習を通じ、地域の福祉力向上をめざすことを目的にこうした事業を実施しています。

具体的には、地区福祉会が中心となり、教育機関・社会福祉施設と協働し、福祉教育の実践を行っています。松阪市社会福祉協議会は実施計画に基づく活動について実施に要する経費を予算の範囲内において助成することにより取り組みを支援しています。

###### <課題>

◇ 社会福祉協議会としては引き続き、計画や実践に協力していきます。最終的には活動報告会の中で報告をしていただき、次年度以降へつながる目標・目的についても話していただくことで、事業を行わなかった地区も共に学ぶような取り組みを支援する必要があります。自分の生まれ育った地区に根づいた「福祉のまちづくり」へとつなぎ、後の世代に伝えていく、その手法を地区なりにつくり出していってもらえることが目指すところであり、住民の意識を高め、継続して

事業実施していく必要があります。

- ◇ 地域における福祉教育を、子どもに対する教育と受け止めている面があります。主たる対象者が子どもであっても、この事業は、地域福祉の福祉教育であり、子どもから大人までが学べる事業実施を目的としているため、今後、事業目的を達成できるよう事業推進していくことが課題です。
- ◇ この事業は三重県社会福祉協議会より 3 ヶ年の助成事業で実施してきました。この事業は、今年度で終了年度になり、来年度には再度申請する予定ではありますが、事業を推進していく上で、継続して支援していくことが課題となっています。

#### <取り組みの方向>

- ◇ 福祉教育は、本計画の基本理念である「だれもが主役 地域の絆による支え合いのまち松阪」を実現していく上で、極めて重要な事業であると認識し、今後ともその推進を図ります。
- ◇ “大人と子どもが共に感じる・共に学ぶ”ことを目標とし、防災に関することも多く取り入れていきます。
- ◇ 福祉教育を学校における福祉教育と狭くとらえずに、福祉を素材に学びあう機会としてとらえ、今後も事業実施していきます。また、福祉教育を疑似体験などに限定せず、防災など様々な切り口で実施していくことを目指します。
- ◇ 市としても、こうした社会福祉協議会の取り組みを支援し、継続性のある事業として実施できるように支援していきます。

## (2) 廃校利用・空き店舗利用

### <現状>

現在、商工観光部商工観光課が、商店街等の活性化に取り組む事業に対し補助することにより、商店街の振興と市街地の活性化を推進することを目的として空き店舗対策事業を行っています(商店街活性化総合事業補助金)。この補助事業は、商店街振興組合、松阪市商店街連合会を対象としています。

駅前通り商店街振興組合では、空き店舗の活用方法として平成13年度(2001年度)から「チャレンジショップ」を開設し、出店者の負担を低額に抑え、将来独立開業意欲のある者に一年の期限を設け、専門家による、店舗運営、商品管理、販売等の指導を行い、その後駅前通り商店街での独立創業につながるように支援しています。

また、空き店舗を利用した松阪商業高等学校の「あきない屋」、相可高等学校によるイベント・おかみさん会によるおもてなし、子ども図書館の開館等を行っています。

### <取り組みの方向>

- ◇ 今後ともこうした取り組みを支援するとともに、商店街が独自に様々な主体と連携し、その活性化を図ることを支援します。

◇ 子育てサロン・サークルなどを空き店舗を活用して開設することなど、他地域での実践から学び、新たな取り組みが行えないか検討します。

### ③新規施策 子どもから大人まで学べる「松阪地域福祉大学」(総合センター)

#### <施策の概要>

松阪地域福祉大学(仮称)は、地域で安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進するための人材育成の場と情報提供・交換の場として位置づけ、行政と住民による運営を目指して(仮称)「松阪市保健・医療・福祉総合センター」内に開設することを検討します。

また、「開講科目」は、地域福祉という観点から検討していきます。例えば、「ボランティア活動」、「地域福祉活動」、「宅老所」など地域活動をテーマにしたものや、「食育」や「健康管理」といった健康に関するもの、「遊び」や地域の「歴史や伝統」といった伝統の継承に関わるものなど地域福祉計画の基本理念に沿った講座を検討していきます。

機能面では、正規の大学教員、地域で活動している方など各種分野のエキスパートを講師にして、定期的な講演、講座を開催したり、また、地域の公民館などの地域集団と共催による「出張大学」形式での開催を検討します。地域の中にある様々な住民が講師となることで、住民同士が学びあい、住民の個性が活かせるような講座づくりなども検討していきます。

さらに、ただ学ぶだけではなく、松阪市の地域福祉の人材バンク機能を有することで、地域で活動している各種団体への支援もできるような機能を持つことを目指します。

そして、学習を終えた住民の方が、地域に戻り地域で活発な活動を展開できるような支援手法を考え、地域福祉のリーダーとして成長することを支援していくことを目指します。

## 第5節 基本目標5「伝 歴史と文化を大切にし伝えていくまち」を実現するために

### **伝** 歴史と文化を大切にし、伝えていくまちを実現するための取り組みの概要

#### 住民主体の活動への提言

- 伝統行事の復活への取り組みを進めましょう
- 昔話や昔の遊びの伝承を宅老所や小学校、幼稚園、保育園などでの世代間交流を通じて取り組みましょう
- 自然や環境を守る活動への参加を進めましょう

#### 市としての政策・社会福祉協議会の取り組み

(あらゆる世代の交流を通じた歴史・文化の伝承)

- 伝統行事・文化の継承・情報発信を支援します（市）
- 環境にやさしい行動ができる人の輪を広げる取り組みを進めます（市）
- 昔の遊びを伝える活動を福祉教育として支援します（社会福祉協議会）
- 宅老所等における世代間交流を支援します（社会福祉協議会）

## 1. 住民主体の活動への提言

### ㊦ 活動の具体例

こんな取り組みを進めましょう

#### 小地域で伝統行事の復活

地域で子どもたちに伝えていきたい伝統行事について話し合っ、それを地域みんなで行ってみてはどうでしょうか。若い人や学校などを巻き込んで、みんなが楽しめるような工夫をすることが必要です。こうした取り組みによって、地域が一つになり絆も深まっていくのではないのでしょうか。地域のお祭りや虫送りなど、地元で密着した伝統行事を見直し、復活させましょう。

こんな取り組みを進めましょう

#### 宅老所などの活動で世代間交流を促進

従来は、高齢者は高齢者、子どもたちは子どもたちと世代ごとの取り組みが多かったのではないのでしょうか。これからは、今までの取り組みに世代間で交流できる要素を加える工夫をしていくことも必要です。核家族化が進む中で、高齢者と交流する機会が少ない子どもも増えています。昔の遊びや生活の知恵などを高齢者が伝えていくことで、自然な形で高齢者への尊敬も芽生えていくはずですよ。

こんな取り組みを進めましょう

#### 小学校と連携して昔の遊びを伝承

小学校や幼稚園、保育園などと地区福祉会や民生委員・児童委員が連携して、学校で昔の遊びを教える機会を作るという取り組みを行っている地域もあります。竹馬作りや、紙飛行機づくりなどを通じて、子どもたちとふれあい、交流する機会にもなります。子どもたちと大人たちが顔見知りになることで、ふれあいやあいさつが自然に生まれる地域になっていくのではないのでしょうか。

こんな取り組みを進めましょう

#### 地域活動の先頭に立って伝えていく人が必要です

社会は便利になり、そして快適になりました。その反面、人間として大切なことを失ってしまったと感じている人は多いはずですよ。しかし、地域の力の可能性がないわけではありません。若者たちもよく話をしていけば、様々な可能性ややる気も持っています。「ひとはみんなのために、みんなはひとりのために」という思いをもって誰かが動き出さなければ何も始まりません。まず、これを読んだみなさんが自分の地域のすばらしさを見直し、何か行動を起してほしいのです。

地域に根付く歴史や文化を伝えていくためには、伝統行事を復活させたり、昔話や昔の遊びの伝承に世代間交流を通じて取り組む必要があります。子どもや家族、お年寄りなど地域の人々が、和気あいあいと話しをしたり、昔話をしたり、昔の遊びをしながら交流していくことができれば、地域の人々がふれあい安心して暮らせる地域社会を築くことができるはずです。

歴史や文化、自然を伝えることはこれまでは福祉とは関係ないものと考えられてきましたが、高齢者と若い世代、子どもたちとの交流が深まれば、地域の絆も強まり、高齢者への尊敬も自然と生まれてくるはずです。福祉を狭くとらえずに、伝統や文化、自然という観点から地域活動を見直し、福祉の問題へとつなげていくことが大切なのではないのでしょうか。歴史や文化を伝えることを通じて、地域の絆を強め、安心して暮らせる地域につながっていくのです。

## 100人委員会からの意見

こんな意見が出されました！

- ◇ 子どもが家庭や集会所などで、家族や近隣の人々、老人から昔の遊びを学び、日本の文化を学び伝えていく
- ◇ 子どもたちがきれいな山や川、町の公園で安全安心で楽しく遊べる
- ◇ 赤ちゃんを抱っこしよう！
- ◇ 昔話や昔の遊びを伝承する
- ◇ 世代を越えたふれあい・つどい
- ◇ 文化・伝統を継承できる地域の将来を考える
- ◇ 子どもたちがきれいな山や川や町の公園で安全・安心で楽しく遊べる環境
- ◇ 里山・海岸の保全
- ◇ 河川その他の清掃の徹底 地域で年間目標を立てる
- ◇ 美化活動に参加する
- ◇ 海の問題 海の文化を守る
- ◇ 草花の管理を当番で行う
- ◇ ゴミ拾いなどのボランティア活動を進める
- ◇ 高齢者を含めた各世代間の交流をはかる
- ◇ 都市街路樹の緑化を進める
- ◇ 老人から昔の遊びを学び、日本の文化を学び伝える

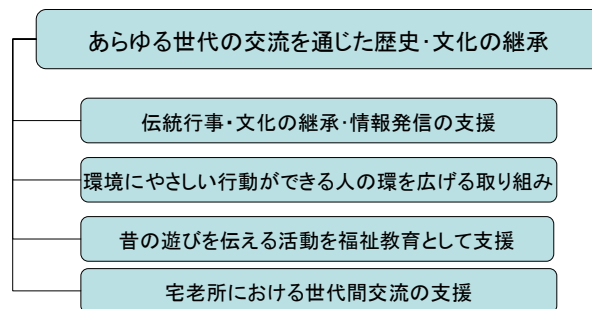


100人委員会の様子

## 2. 市としての政策・社会福祉協議会の取り組み

市や社会福祉協議会は、こうした住民の主体的な取り組みを支えていく必要があります。そのために、以下のような取り組みを今後も継続して進めていきます。

### ⑧ を具体化する政策・取組みの体系



#### (1) 伝統行事・文化の継承・情報発信

##### ① 伝統行事・文化の継承・情報発信の支援（市）

###### <現状>

保育園、幼稚園、小学校等では、授業等や地域との関わりの中で、地域の伝統行事や文化の継承についての取り組みを行っています。特に市の無形文化財として指定されている「射和の祇園まつり」や「各地区のかんこおどり」などは、地元の保存会と一緒に小学生・中学生も参加している状況です。

また、各地区の公民活動の中で、伝統行事や文化を取り上げて、情報発信されています。

###### <課題>

✧ 少子高齢化が進む中で、伝統行事や文化は、地域に子どもがいないために、また高齢者ばかりで継承者がいないことによって無くなっていく場合が想定されます。今のうちにこれらの行事について地域ぐるみで保存と継承を考えていくことが必要となっています。

###### <取り組みの方向>

✧ 無形文化財に指定し、支援するのみでなく、伝統行事や文化は、地域の誇りであるとの意識を持ちながら、地域で取り組みを積極的に進める必要があります。

✧ 小さな集落での継承が困難であれば、大きな単位（小学校区単位）での継承を考えていく方策を進めることも必要です。



## ②環境にやさしい行動ができる人の環を広げる取り組み（市）

### <現状>

市内には、自然や環境を守る活動を率先して実践している市民や、そのような市民がリーダー的存在となって積極的に活動している市民団体が多くあります。同様に、事業活動を行う事業者の中には、地域の環境保全活動に積極的に取り組んでいるところも少なくありません。

### <課題>

- ◇ 市民・市民団体や事業者そして行政も含めたそれぞれの主体間において、自然や環境を守る活動に関する情報の提供と連携を図る場や機会は、十分に整っていない状況です。
- ◇ 多様な主体が参加でき、環境保全活動を協働して実践できる仕組みづくりを進める必要があります。

### <取り組みの方向>

- ◇ 行政、市民、市民団体、事業者、教育機関の各主体が協働して環境にやさしい行動を実践できるように、「松阪市環境パートナーシップ会議」の設置に取り組み、会議への参加を促進します。

## ③昔の遊びを伝える活動を福祉教育として支援します（社会福祉協議会）

### <現状>

福祉教育推進事業として、昔の遊びを伝えるなどの活動を進めています。竹馬・水鉄砲・竹がえし・しめ縄づくりの他に、松阪らしい取り組みとしては、藍染などがあります。また、昔の地図を作成して後世に伝える活動をしたいという地区もあり、福祉教育事業の一環としてこうした活動を支援していきます。

### <課題>

- ◇ こうした取り組みを地域で進めて行くことは重要ですが、個人の努力に頼りすぎているのも現状です。

### <取り組みの方向>

- ◇ 福祉事業を狭くとらえず、伝統行事や昔の遊びを伝える活動を福祉教育の一環としてとらえることで、地区福祉会の活動として取り組んでいくことができるよう支援していきます。

## ④宅老所における世代間交流の支援（社会福祉協議会）

### <現状>

高齢になると家に閉じこもりがちになったり、寝たきりに近い状態になるなどで、家族以外の社会とつながりがなくなる結果として、生きがいをなくしたり認知症を引き起こしたりします。

生きがいの支えや認知症の予防として、元気な高齢者が中心となり、閉じこもりがちな高齢者や一人暮らし高齢者などを交えた 10 名以内の小グループを作ること

による活動に対し、介護予防的な支援をしてきました。

#### <課題>

- ◇ 同じ世代の人達だけで集まり、共通の話題で会話も弾み、互いの趣味等の啓発にもつながり楽しいと思います。しかし、同世代の交流だけではやはり情報も少なくなりがちです。もっと範囲を広げての世代間交流ができれば、高齢者の役割や楽しみも広がるはずです。

#### <取り組みの方向>

- ◇ 宅老所は、小地域で組織した参加者が4人～10人までのグループです。同じ地域の中には若い世代の親子も必ず生活していらっしゃるはずです。小さな子どもを交えた交流の場をもてば、その中に自分の昔の振り返りができ、当時の伝統行事等をその若い世代に伝えることができるはずです。活動の範囲が広がるよう社会福祉協議会として支援をしていきます。

## 第6節 5つの目標の関係

5つの基本目標は、互いに関係しています。

安心して暮らせる地域をつくる取り組みを通じて、地域で学びあい、そのことが自分たちの地域は自分たちでよくしていこうという自立の意識につながっていくはずです。自分たちの地域をよくするために、みんなが地域の活動に参加していけば、自然と自分たちの地域を愛し、その伝統を守っていこうという意識が生まれるはず

5つの基本目標は、絆を深め、つながりや支え合いを高めていくサイクルなのです。すべてがお互いに関係し、循環し、高めあうことで、この計画の基本理念である「だれもが主役 地域の絆による支え合いのまち」を実現することができるのです。

5つの基本目標を木に例えてみましょう。1本1本の木がそれぞれの基本目標を表しています。それぞれの基本目標は、具体的な活動という「実」をつけていきます。こうして一つ一つの「基本目標」が豊かになっていくと同時に、5本の木は、大地の中でつながっています。それぞれの木が豊かに実をつけることで、地域という小さな森が豊かになっていくのではないのでしょうか。

最初是一本の木も5本の木々が大地で根を張り、つながり、やがて大きく豊かな森になっていくのです。

行政や、社会福祉協議会はこうした一つ一つの小さな森を照らし、豊かにしていくために光を当て、水をやることでこうした木々の成長を支えていくことが役割なのです。住民参加の取り組みによってせっかく出た芽や実が豊かに成長していくように、しっかりと支えていかなければなりません。

「地域の絆」を軸にしてみんなが参加し、主役になることでみんなが「支え合い」、そして、ふだんの暮らしの中でしあわせを感じながら、住み慣れた地域で暮らしていけるようなそんな松阪市にしていくために、これまでに提起した取り組みを住民と市・社会福祉協議会が協働して進めていくことが重要です。

## 第7節 地域福祉における圏域の考え方

### 1. 地域福祉計画における基礎圏域の設定

地域福祉を推進していくためには、その単位となる一定の基礎圏域（福祉区）を設定することが大切です。基礎圏域の設定は、人口や地理的な条件、歴史や生活文化、交通機関など様々な条件を総合的に検討し、かつ、既存計画における圏域やこれまでの取り組みも参考にしなければなりません。

松阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（実施年度平成18年度～平成20年度）は、13の中学校区を日常生活圏域としています。また、平成18年（2006年）4月の介護保険制度改正によって創設された「地域密着型サービス」がこの圏域で整備されることになっています。他方で、包括的なケアマネジメントや、生活圏域での地域生活を実現するための高齢者の総合相談や権利擁護を行う中核機関として設置された「地域包括支援センター」は、平成18年度（2006年度）に市内3カ所に設置され、20年度（2008年度）までに5カ所が設置されました。

以上のように介護保険では、中学校区を日常生活圏域とし、その単位でのサービスや相談機能の充実を図っていくことにしています。しかし、地域福祉計画においては、より基礎的な圏域（おおむね小学校区）を単位として推進していく必要があります。地域での絆を強め、支え合いの基盤になるのは徒歩で往来できる範囲で顔の見える関係が重要になるからです。

### 2. 基礎圏域における地域福祉推進の考え方

#### ①地区福祉会

地区福祉会とは、地域の福祉活動を推進するため、おおむね小学校区を単位として、自治会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ、公民館関係者、学校関係者、子ども会関係者等で組織され、各地域において特色ある地区福祉会活動を実施する団体です。

地区福祉会の活動は、地区福祉会議・福祉啓発活動からなる「基本活動」、様々な人々の交流と地域での福祉活動推進のための「ふれあい福祉活動」、活動に応じて選択する「選択活動」（要援護者等食事サービス、在宅介護者の集い、小地域助け合いネットワーク活動、防災ネットワーク活動、地域ボランティア講座）から構成されています。地区福祉会は、地域福祉計画を推進していく最も基本的な単位で組織されており、その中核団体となることが期待されます。

#### ②松阪市地域マネジメント

松阪市は市民が主人公の市政を推進していくために、広い市域の隅々にまで血が通い気配りの行きわたった市政の仕組みを「地域マネジメント」と名付け、そのシステム構築を「松阪市地域マネジメント構築検討審議会」に諮問しました。

そして、平成16年（2004年）3月の同審議会答申は、分権型社会に対応できる自立的な地域社会の実現のために、「住民自治の拡充」と「都市（地域）内分権」の考え方を織り込んだシステム構築を提案しています。

「住民自治の拡充」のためには、おおむね小学校区を単位とした住民協議会に地域で実施可能なものをこの協議会に委ね、地域での自己決定、自己責任を実現しようとするものです。

また、都市（地域）内分権は、市内を幾つかに分割し、新たに地域に関わる権限と予算をもった地域振興拠点を設置し、住民協議会と一緒に地域課題の解決を図っていかうとするもので、これら両システムが機能することによって、地域の望む地域づくりを実現しようとするものです。

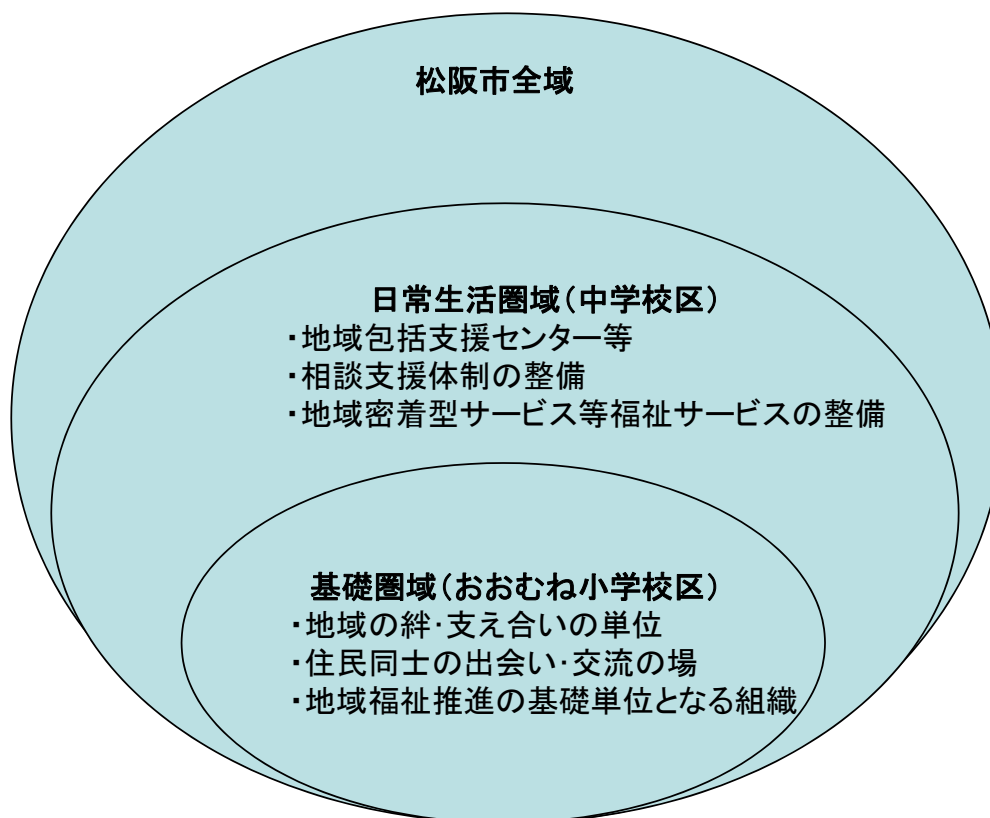
特に、住民協議会の単位は地区福祉会の単位と重なっており、地域福祉計画の推進を考える際には、こうした住民協議会も地域福祉推進の重要な担い手として、地区福祉会と協働で計画を推進していくことが期待されています。

### ③地域福祉を推進する圏域の考え方

以上のように、松阪市では地域マネジメントを推進しつつ、社会福祉協議会が支援してきた地区福祉会活動の基本単位でもあるおおむね小学校区単位を地域福祉活動の基本単位としています。こうした単位で住民同士の出会いや交流を促す活動を促進し、本計画の基本理念である「だれもが主役 地域の絆による支え合いのまち松阪」を推進していきます。

他方、介護保険や相談支援体制の整備は、おおむね中学校区を目安に整備を進めています。すでに述べたように地域包括支援センターやそれを補助する在宅介護支援センターをこうした圏域ごとに整備し、相談支援や制度的な福祉サービスの整備を進めていきます。

松阪市全体としては、すでに述べたような「松阪市障がい者計画」、「松阪市次世代育成支援行動計画」、「第4次松阪市高齢者保健福祉計画／第3期介護保険事業計画」など全市的な計画を作成し、福祉の方向性を明確にするとともに、小地域や中学校区では実施できないこと、また全市的に対応すべき政策について責任を持って地域福祉を推進していきます。



本計画における「圏域」の考え方

## 第4章

# 計画の推進

### 第1節 計画の推進体制

本計画策定後は、計画の理念と基本目標、そして施策を着実に推進するため、住民との協働により、その推進を図っていかなくてはなりません。

#### 1. 100人委員会との連携・協働

松阪市では、100人委員会が計画の策定過程において重要な役割を果たしてきました。今後もこの住民の主体的な参加の芽を摘むことなく、住民の参加による地域福祉計画の実施を図るため、継続して100人委員会が地域福祉計画の実施に参加し、評価していくことが重要です。5年間の計画実施期間中も100人委員会を開催し、毎年地域福祉計画の進捗状況の報告会を開催するなど、進行管理にも住民参加の手法を取り入れていくことを検討します。

#### 2. 庁内関係部局との連携・協働

地域福祉計画は、福祉分野における総合計画であり、今後の松阪市の地域福祉計画の取り組みの方向性を示すものです。同時に、地域での生活が様々な生活課題を含む以上、その範囲は狭い意味での福祉に限定されるものではありません。福祉関係部局がこの計画の理念を共有することはもちろんのこと、広く関係する部局も地域福祉計画の理念を共有し、庁内が一丸となってこの計画を推進していく体制を構築していきます。

#### 3. 社会福祉協議会との連携・協働

社会福祉協議会は、地域福祉を推進して行く最も大切な機関のひとつです。松阪市の地域福祉計画は、全市的な取り組みの方向性を示したのですが、平成20年度（2008年度）にはおおむね小学校区を単位とした地区別の「地域福祉活動計画」を社会福祉協議会と各地区の福祉会が中心となって策定していくことになっています。全市的な取り組みと小地域での取り組みがひとつになったとき、松阪市の地域福祉計画が完成するといっても過言ではありません。社会福祉協議会は、全市的に地域福祉計画の基本施策を着実に実行して行くと同時に、平成20年度（2008年度）の地域福祉活動計画の策定の中心として地域福祉を推進していきます。

#### 4. 社会福祉法人、医療機関、NPO、ボランティア組織等との連携・協働

地域福祉は、様々な社会福祉法人、医療法人、NPO法人やボランティア組織といった様々な組織・団体によって取り組まれています。地域福祉計画の理念がこうし

た様々な民間の団体にも浸透し、一体となって松阪市の目指す地域福祉をつくり出していかなくてはなりません。地域福祉に関連するこうした組織・団体に地域福祉計画の理念や施策を理解してもらい、協働していくことが大切になります。

## 5. 住民協議会、地区福祉会との連携・協働

住民協議会の福祉担当部会と地区福祉会活動は、活動内容や構成メンバーに大きな差があるわけではありません。住民協議会がすべての小学校区単位で結成されているわけではないことを踏まえ、地域福祉計画では継続して地区福祉会をその基本的な活動単位として支援していきますが、住民協議会が設立されている場合には、その福祉部会と密接な連携をとりながら地域福祉計画を推進していきます。

また、平成 20 年度（2008 年度）に策定する「松阪市地域福祉活動計画」では、こうした地区福祉会及び住民協議会の単位で、住民の行動計画を策定します。

## 6. 地域福祉推進拠点の整備（仮称 松阪市保健・医療・福祉総合センター）

地域社会において福祉サービスを総合的・効果的に提供していくためには、住民参加のもとで、住民の日常生活から掘り起こされる生活課題を解決していくための住民組織・団体・個人・行政の役割分担の明確化、人材・組織・既存施設・地域固有の文化などの社会資源の有効活用が求められます。より多くの住民参加のもとで多様な視点から各分野を総合化する「地域福祉計画」を推進していく活動拠点及びそのセンター機能を有する拠点整備を図ります。

市民意識の変化やニーズの多様化に即応するため、保健・医療・福祉の施策の充実や地域社会の活性化等の推進が求められています。このような時代の流れを踏まえて、市民だれもが健康で生きがいを持ち、生涯を安心して暮らすことができる社会の実現のために、幅広い保健福祉サービスの提供、地域福祉活動の推進、すべての人の交流・連携による活力の創生機能等を備えた保健・医療・福祉の複合的拠点施設を整備することが重要な課題です。

## 第2節 計画の普及・啓発

本計画の内容については、ダイジェスト版、広報、ホームページなどを通じて公表し、周知を図っていきます。また、100人委員会の取り組みを広く住民に周知し、その輪を広げていくと共に、住民もまた普及・啓発に積極的に参加しましょう。



## 第5章

### 芽吹いた芽を地域で育てていくために

#### 第1節 100人委員会の取り組みを通じての学びや気づき

100人委員会の当初は、グループのメンバーもお互いにぎこちなく、グループとしての団結があったわけではありません。しかし、回を重ねるごとに自然にグループとしてのまとまりが出てくるようになりました。見知らぬ者同士だったメンバーがひとつのテーマについて話し合っていく中で、お互いの意見を尊重し合えるようになり、自分では気が付かなかったところに納得する光景も見られるようになりました。このように議論を進めていく中で、徐々に主体的に参加することへの意識が芽生えるようになってきたと話す方もいらっしゃいました。

幅広い層の住民が住民の意見をもとに一からつくりあげていくこのような取り組みは、松阪市でもこれまでにそう多くはありませんでした。特に中学、高校の生徒たちがこれほど参加した計画づくりは、今までに例のないものでした。様々な人たちが同じグループのメンバーとして協力し合い、まとめていくことや、長期間にわたる参加となったことは想像以上に大変なことでしたが、多くの参加を得て議論が進められました。3グループの委員の一人は、職員が最初のリードをしてくれたことでメンバーが打ち解けていった様子を思い出し、「職員さんも勉強したと思うし、私たちもそれ以上勉強させてもらったと思う。いろいろな考え方もあり、自分で思っている『こういう考え方もあるのだな』と思うこともあった。」と振り返っていました。

「環境」(5グループ)も、幅広い内容や、地域差などから一つの形にしていくことは困難でしたが、リーダーの働きかけによって少しずつまとまりが生まれ、身近にある小さなことから「環境」というテーマを考えられるようになっていったのです。「ばらばらだったグループがすごくまとまってきた」という喜びはメンバーにとってはもちろんのこと、サポート役として一緒に参加していた職員も同じでした。顔を合わせる回数が増えたことだけではなく、みんなで学び合い、地域づくりのための取り組みを考えていったことが力となってグループを一つにまとめていったのです。

このように、100人委員会の過程は、委員・職員両者にとって毎回は新しい学びの場となっていたのです。以下では、継続的な参加の過程で、委員の方々が感じたこと、学んだこと、考えたことを中心に、共通することをまとめ、これからの松阪市の取り組みを展望していきたいと思います。

##### 1. 様々な人との出会い

100人委員会には、一般公募で参加した住民、学生、事業者、各団体の代表者といった幅広い層の地域住民が参加しました。既に地域で活躍されている人、地域福

祉に関心を持っている人、偶然参加することになった人など、参加のきっかけやおかれている立場は様々です。

中でも印象的だったという声が上がったのは、中学生・高校生の委員との出会いです。100人委員会には、市内の中学校・高校からそれぞれ2～3名の生徒が委員として参加しました。比較的平均年齢の高い大人が中心となったメンバー構成の中で、普段の生活の中では関わる機会が少ない者同士が一つの机を囲んだことは、大人はもちろん学生にとっても刺激となりました。委員のみなさんからは、「学生の意見が斬新だった」「素直さや新鮮さが感じられた」「若い人に期待するきっかけになった」といった声が聞かれました。学生たちも最初は戸惑いながらも、回を重ねるごとに積極的に意見を表明したり、図や表をかいて意見をまとめる作業をしたりと、それぞれの個性を發揮していきました。また、話し合いの中では、学校での取り組みなどを積極的に紹介し、学生の代表としての意識を持って取り組んでいきました。このように若者と大人たちが協力し合って議論していく中で、これまで学生や若者に対して持っていた偏見が期待へと変わり、今まで気がつかなかった新たな一面を発見する機会にもなりました。真剣に取り組む若者たちの姿は、大人たちにも喜びや、やる気を感じさせたようです。

「環境」(2グループ)では、「環境についてどう思うか」について、まずは人生の先輩からということで大人のメンバーが意見を出し、学生が聞き手となってまとめていきました。そのことで、学生が頭の中で内容を整理し、理解した上で発表できるようにという工夫だったのです。それがきっかけとなり、年齢の差を気にすることなく、お互いの感じていることを出し合えるような雰囲気できたことで議論も進んでいきました。このような雰囲気がつくられていったのは、学生たちの100人委員会に対する積極的な姿勢と大人が学生を否定せず受け入れていったという、お互いの気持ちがあってこそそのものだといえるでしょう。

また、「こども」(6グループ)では、グループの中でも「こども」の立場にある学生2人が回を重ねるごとに個性を發揮し、6グループの全ての中目標を含んだ「子どものあるべき姿」という一枚の絵を描いていきました。学生たちが懸命に取り組む姿から「今まで中学生というところと全く問題がありがちに見えとったが、ああいっただ姿を見るとね、ほんとに中学生というのはすごい力をもっているんやなあ」と、地域の若者たちの力を改めて見直す機会にもなりました。

## 2. 地域による違いの共有

話し合いの中で合併によって松阪市内の地域性が以前にも増して多様化し、地域によって抱える問題や考え方が異なっていることを感じ取ることができました。自分の地域の取り組みや問題・状況などの話題が自然に出され、住民同士の生の声を聞いたことを「ひしひしとを感じるものがあつた」と振り返った委員さんの方もいました。

「高齢者」(14グループ)では、テーマについて話し合うなかで、海から山まで

それぞれが住んでいる地域の特色を教え合ったり、メンバーの一人である民生委員・児童委員が地区での活動を事例として報告したりと、自分の体験をもとに地域の様子を話す場面が見られました。100人委員会に参加したことで、地区座談会の時に比べ、さらに広い視点で市内の様々な意見にふれることができ、自分の暮らす地域の「当たり前のこと」が全ての地区に通用するわけではないということを理解することができました。このように、それぞれの見方が違うことを受け入れることによって、様々な発見をしながら、多様な意見を認めあっていく雰囲気生まれてきたのです。

### 3. めばえ・自分たちでできることとは…

多くのメンバーたちは、今までわからなかったことを学ぶことができただけでなく、同じ松阪市民の生の声を聞くことで、地域の課題を今までよりももっと身近に感じる事ができたと振り返っています。そして、「自分たち」もしくは「地域」の課題であるという認識は、「行政がやるべきもの」と考えていたことであっても、実は自分たちで解決できる課題もあるのではないかと、その分担をしていくことが大切なのではないかという気づきにつながっていきました。

「防災」について話し合った7グループ、8グループでは、災害や防災を身近な問題と感じていたメンバーの意識や、災害に限っては特に自分たちの力で助け合えないと命があぶないという意識から「自分たちで」というたくさんの意見が出されました。自分の身は自分で守る、それにあわせて行政の力を得る、という姿勢を基本として共有できるよう、自主防災組織や避難訓練、地域のネットワークづくりなど連携が必要だということで意見が一致しました。「仮に起こった時にも、普段やっていることを災害時にもやればよい」といえるような、普段からの近所付き合いの中からつながりを築いていくことが大切だという認識を持つようになりました。

また、「こども」(4グループ)では、生命・安心・安全という問題を議論の基本として取り組みました。子育てに関しては、地域で子育てしていくことや親が子とふれあえるような体制づくりを地域の課題と位置づけ、地域の課題は地域で解決できるような、持続可能な活動が必要であることが話し合われました。

このような「自分たちで・地域で・行政で」という役割分担、協働の考え方は、発表会を終えた後も委員のみなさんの中に根づきつつあります。

### 4. まとめ ～これから地域で…～

このように、100人委員会に参加したことで、地域への関わり方が変わったという人もいます。「環境」グループに参加していた委員の一人は、グループでたどり着いた「地域の中には『行政が支えるべきこと・個人でやるべきこと・地域でやるべきこと』がある」という結論に強く共感し、地域でごみの分別指導員をすることで、住民に一人ひとりができることを示していこうとしています。また、ある民生委員・児童委員は、「実際にやりだすためには一押しが必要だが、自分でもこの機会に一押

ししてもらったという感じかな。民生委員・児童委員が対象にしている人以外にも広く支援するきっかけにもなった」と、今まで感じていた思いを行動に移すことができたようです。一人ひとりの身近なところから、地域社会の課題はみんなで考えていかなければならない問題であるという意識が100人委員会の取り組みを通じて芽を出しはじめました。

100人委員会に参加した住民のみなさんには、長い期間の参加で負担に感じた時もありましたが、それ以上に「松阪市がよくなってほしい」という地域に対する思いがありました。しかし、この議論した内容が100人委員会に参加した住民の間だけで完結してしまわず、松阪市の住民全体の意識に働きかけ、共有できるものとなっていくことが何より大切であることを感じています。

100人委員会でまとめられた意見は、地区座談会で集まった地域の思いに100人委員会の委員のみなさんの思いを加えて形となったものです。地域生活を支えるためには、福祉を限定されたものではなく、生活そのものとしてとらえなければならぬと多くの住民が感じています。松阪市を現実と理想の両面から見つめていく中でさらに高まった、「松阪市をよくしていきたい」というたくさんの思いは、松阪市地域福祉計画の基本理念である「だれもが主役 地域の絆による支え合いのまち松阪」に集約され、さらに5つの基本目標の中で具体的な実施目標となりました。取り組みの中で練り上げた理想をどのように実現していくのかは、地区座談会、100人委員会、地域福祉計画編集委員会で積み上げられた地域福祉計画を確実に実行していけるかどうかにかかっています。住民、行政、社会福祉協議会、そしてあらゆる社会福祉に関わる人々・事業者が、協働して本計画の取り組みを実施していかなければなりません。

本計画は、「はじめの一步」に過ぎません。計画はできて終わりではなく、できたところがスタートです。これまでの住民の積み上げてきたすばらしい成果を行政もきちんと受け止める必要があります。

「だれもが主役」となって「地域の絆」を強め、松阪市を「支え合いのまち」として元気にしていくのです。

# 資料編

## 資料編

# 統計に見る松阪市の現状

## 1. 人口と世帯数の推移

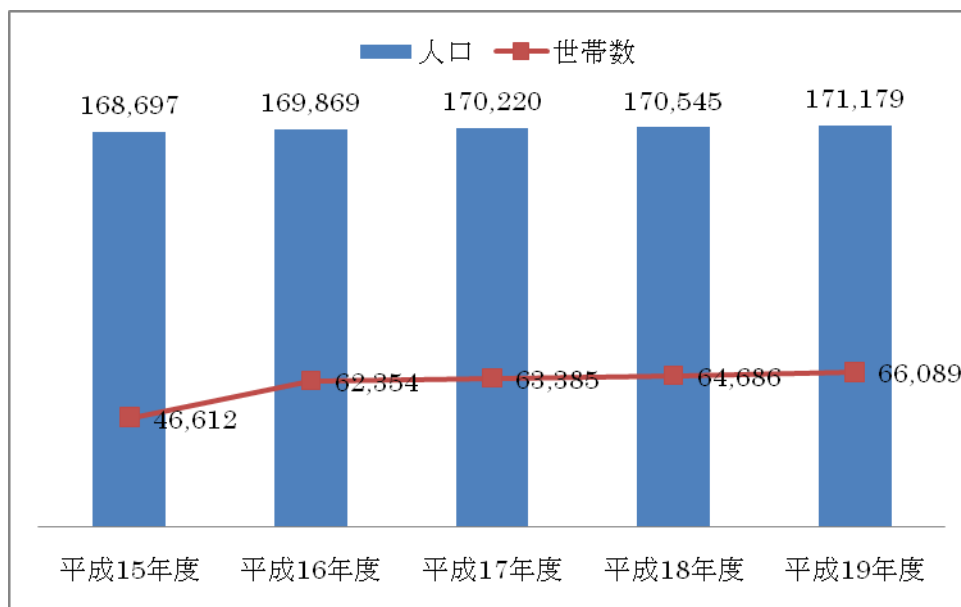


図 1 人口と世帯数の推移

図1のように、松阪市の人口は、年々増加していますが、人口増加を上回って世帯数が増加しています。このことは、1世帯あたりの世帯人員の減少を意味しており、核家族化および単身高齢者世帯の増加が進んでいることを意味しています。平成15年（2003年）に一世帯当たりの世帯人員は、約3.62でしたが、年々減少し、平成19年（2007年）には約2.59になっています。

## 2. 少子高齢化率の推移

松阪市の人口は、合併により大きく増加しましたが、少子高齢化の進展が顕著になっています。本市の出生者数は、大幅に減少しているわけではありませんが、平成14年（2002年）には国及び県平均を上回っていた合計特殊出生率は、平成18年度（2006年）は国及び県の平均をともに下回る結果となり、一方で高齢者人口の比率は上昇していることから、今後急激な高齢化が進展すると見込まれます（図2参照）。特に、地区別でみると飯高、飯南管内における高齢化の進展が顕著になっています（表1参照）。

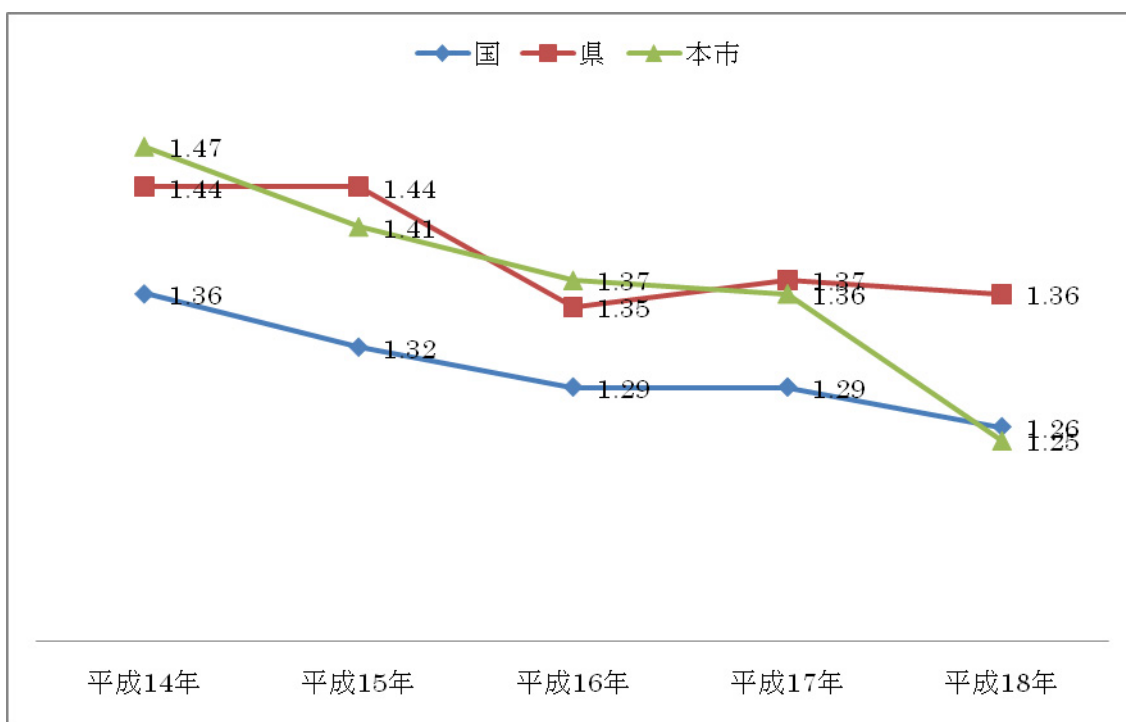


図 2 合計特殊出生率の推移

表 1 各管内別の高齢化率

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
松阪市全体	21.3	21.5	21.8	22.3	22.8
本庁管内	20.4	20.6	20.9	21.5	22.1
嬉野管内	21.8	21.9	22.1	22.6	23.2
三雲管内	18.5	19.0	18.8	18.4	18.4
飯南管内	30.7	31.1	31.9	32.3	32.9
飯高管内	36.0	36.4	37.1	38.6	39.5

### 3. 年齢別人口の推移

年齢三分区（0～14歳を年少人口、15～64歳を生産年齢人口、65歳以上を老年人口）別の人口を昭和50年（1975年）と平成17年（2005年）で比較すると、表2のように、すべての管内で老年人口の上昇が見られます。また、15歳未満の年少人口の割合は、減少しています。このことから本市において少子高齢化が進行していることが伺えます。

表 2 管内別の年齢別人口の推移

年次	区分	総数		地区(管内)別人口				
		人口	比率(%)	本庁	嬉野	三雲	飯南	飯高
昭和 50 年	15 歳未満	32,585	22.1	24,502	2,976	1,939	1,540	1,628
	15 歳～64 歳	98,590	67.0	73,399	9,545	5,901	4,905	4,840
	65 歳以上	15,942	10.8	10,974	1,613	1,038	1,078	1,239
昭和 55 年	15 歳未満	33,186	21.7	25,052	3,494	1,946	1,306	1,388
	15 歳～64 歳	101,487	66.3	75,516	10,584	6,064	4,786	4,537
	65 歳以上	18,511	12.1	12,912	1,916	1,171	1,165	1,347
昭和 60 年	15 歳未満	32,242	20.4	24,071	3,635	1,991	1,285	1,260
	15 歳～64 歳	105,229	66.5	78,297	11,461	6,404	4,633	4,434
	65 歳以上	20,684	13.1	14,518	2,233	1,285	1,276	1,372
平成 2 年	15 歳未満	28,334	17.8	21,082	3,192	1,822	1,163	1,075
	15 歳～64 歳	107,523	67.4	80,886	11,793	6,673	4,287	3,884
	65 歳以上	23,761	14.9	16,755	2,624	1,443	1,441	1,498
平成 7 年	15 歳未満	26,169	16.0	19,755	2,729	1,820	1,039	826
	15 歳～64 歳	108,189	66.3	82,283	11,903	6,792	3,830	3,381
	65 歳以上	28,772	17.6	20,411	3,271	1,723	1,659	1,708
平成 12 年	15 歳未満	24,287	14.8	18,499	2,397	1,906	819	666
	15 歳～64 歳	106,761	64.9	81,375	11,696	7,267	3,471	2,952
	65 歳以上	33,456	20.3	23,853	3,791	1,985	1,890	1,937
平成 17 年	15 歳未満	23,183	13.7	17,591	2,482	1,942	641	527
	15 歳～64 歳	108,130	64.0	82,350	12,307	7,747	3,204	2,522
	65 歳以上	37,541	22.2	27,145	4,172	2,316	1,955	1,953

出所：「国勢調査」（昭和 50 年～平成 17 年）

#### 4. 高齢者夫婦世帯、単身高齢者世帯、65 歳以上の親族のいる世帯の状況

高齢者夫婦世帯数、単身高齢者世帯、65 歳以上の親族のいる世帯は、昭和 60 年（1985 年）と比較して著しく増大しています。

特に、昭和 60 年（1985 年）と比較して、高齢者夫婦世帯は約 4 倍、単身高齢者世帯は約 3 倍も増加しています（表 3）。高齢者夫婦世帯や単身世帯が、必ずしも支援を必要とする世帯とはいえませんが、一人暮らしの高齢者は、ちょっとしたきっかけで閉じこもりがちになったり、孤独死や認知症、悪徳商法の被害などの不安を抱えています。また、高齢者夫婦世帯も老老介護といった不安を抱えている方が多いのも事実です。本市ではこうした世帯が今後ますます増加していくことが予想されており、単身および高齢者夫婦世帯に対する行政及び地域の支援が不可欠な状況になっています。



表 3 各管内別高齢者夫婦世帯数、単身高齢者世帯数、65歳以上の親族のいる世帯数

項目		昭和 60 年度	平成 2 年度	平成 7 年度	平成 12 年度	平成 17 年度
高齢者夫婦世帯	松阪市全体	1,316	1,919	2,891	3,997	5,105
	本庁管内	953	1,383	2,036	2,828	3,390
	嬉野管内	129	206	348	518	910
	三雲管内	56	77	133	183	291
	飯南管内	79	110	150	194	249
	飯高管内	99	143	224	274	265
単身高齢者世帯	松阪市全体	1,639	2,098	2,788	3,898	4,904
	本庁管内	1,269	1,621	2,156	3,023	3,566
	嬉野管内	126	155	225	327	682
	三雲管内	42	64	105	143	195
	飯南管内	87	111	131	173	202
	飯高管内	115	147	171	232	259
六十五歳以上の親族のいる世帯	松阪市全体	15,519	17,088	19,829	22,533	24,774
	本庁管内	10,915	12,082	14,077	16,181	17,240
	嬉野管内	1,630	1,841	2,222	2,505	3,520
	三雲管内	947	1,008	1,191	1,342	1,502
	飯南管内	980	1,051	1,158	1,232	1,255
	飯高管内	1,047	1,106	1,181	1,273	1,257

出所：「国勢調査」（昭和 60 年～平成 17 年）

## 5. 前期高齢者、後期高齢者の状況

また、前期高齢者は約 1.6 倍、後期高齢者数は 2.1 倍に増加しています（表 4）。後期高齢者は、前期高齢者と比べ、介護や医療を必要とする方の割合が高く、こうした点からも行政の施策と同時に地域での支え合いが必要となってきたことが伺えます。

表 4 各管内別前期高齢者・後期高齢者数

項目		昭和 60 年度	平成 2 年度	平成 7 年度	平成 12 年度	平成 17 年度
前期高齢者	松阪市全体	12,200	13,498	17,220	20,586	19,489
	本庁管内	8,678	9,542	12,243	14,051	14,297
	嬉野管内	1,284	1,558	2,028	2,217	2,140
	三雲管内	749	784	996	1,171	1,204
	飯南管内	728	825	985	2,102	925
	飯高管内	761	789	968	1,045	923
後期高齢者	松阪市全体	8,434	10,263	11,552	13,915	18,052
	本庁管内	5,840	7,213	8,168	9,802	12,848
	嬉野管内	899	1,066	1,243	1,574	2,032
	三雲管内	536	659	727	814	1,112
	飯南管内	548	616	674	845	1,030
	飯高管内	611	709	740	880	1,030

出所：「国勢調査」（昭和 60 年～平成 17 年）

## 6. 児童扶養手当受給者数

近年、児童扶養手当受給者数は増加傾向にあります（表 5、図 3 参照）。児童扶養手当は仕事と育児を両立する母子世帯の生計の安定に重要な役割を果たしていますが、受給者数の増加はこうした世帯の増加をも意味しており、金銭給付だけではなく支援の必要性があると考えられます。

なお、児童扶養手当受給者数とは、児童扶養手当は、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するために支給している手当です。

表 5 児童扶養手当受給者数（人）

年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
人数	1,350	1,355	1,466	1,503	1,569

※平成 19 年度は、10 月末日の実績。それ以外は 3 月末の実数。

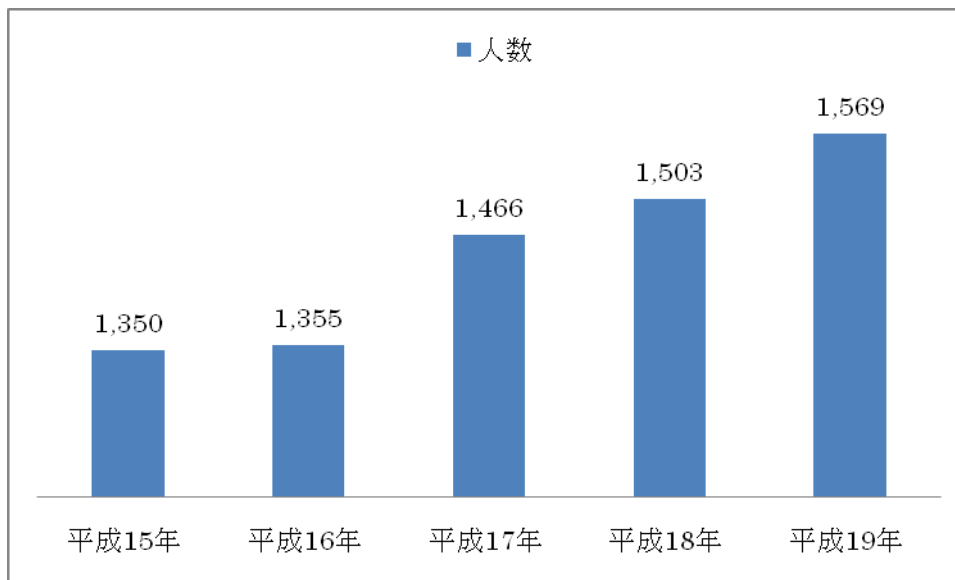


図 3 児童扶養手当受給者数の推移

## 7. 要介護認定状況と地域包括支援センター（各年 4 月 1 日現在）

### 要介護認定状況

要介護認定状況を見ると、合併後も着実に増加し、平成 19 年（2007 年）4 月 1 日は 7,635 人が認定を受けています（図 4、表 6）。高齢化の進展により、要介護高齢者数は増加していくことが見込まれ、介護保険事業の着実な実施と介護予防の必要性がますます高まっています。

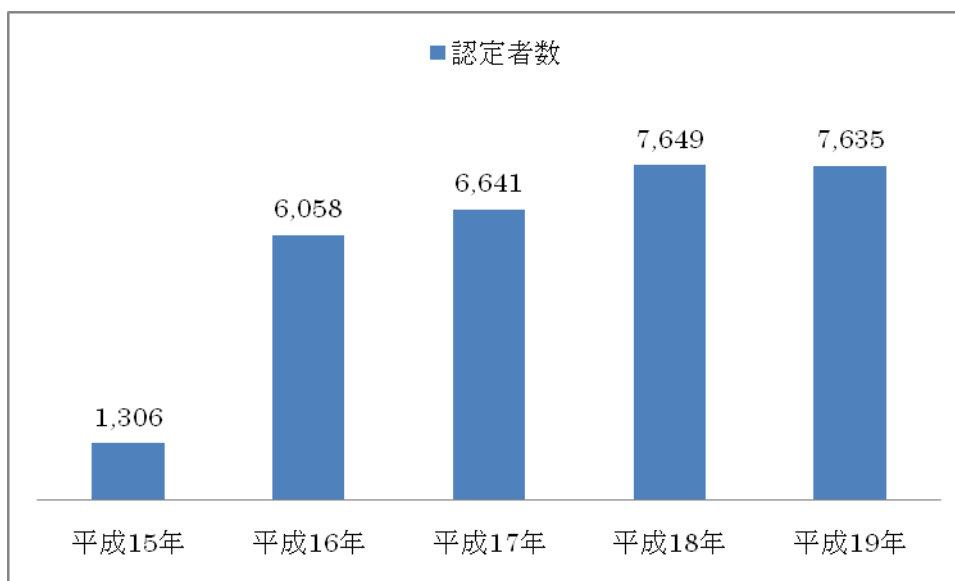


図 4 要介護認定者数の推移

**表 6 要介護認定状況**

	平成 15 年 度	平成 16 年 度	平成 17 年 度	平成 18 年 度	平成 19 年 度	合計
認定者 数	1,306	6,058	6,641	7,649	7,635	29,289

**地域包括支援センターの相談実績**

平成 18 年（2006 年）4 月の介護保険改正により、市町村に設置が義務付けられた地域包括支援センターの相談件数は、設置数を 3 ヶ所から 5 ヶ所に増やしたこともあり、前年を上回って増加しています（表 7）。今後、地域包括支援センターが地域に定着し、民生委員・児童委員や地区福祉会などと連携したニーズの掘り起しなどが可能になれば、相談件数はより増加することが予想されます。

**表 7 地域包括支援センター数と相談実績**

期 間	地域包括支援センター数	相談件数	月平均
平成 18 年 4 月～平成 19 年 3 月	3	2,663	266
平成 19 年 4 月～平成 19 年 9 月	5	1,955	326

**8. 障がい者の状況**

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、表 8 の通りです。手帳を所持している方だけでも、松阪市の人口の約 4.3%の方が何らかの障がいを抱えて生活を送っていることとなります。障がい者数が急激に増減することはないとしても、こうした何らかの障がいとともに生活をする市民が、地域の中で安心して暮らせるように市そして地域が支援をしていく必要があります。

**表 8 身体障害者手帳所持者数・療育手帳所持者数・精神障害者保健福祉手帳所持者数**

区 分		平成 15 年 度	平成 16 年 度	平成 17 年 度	平成 18 年 度	平成 19 年 度
身体障害者 手帳	男	4,136	3,930	3,705	3,461	3,232
	女	3,809	3,635	3,455	3,240	3,057
	計	7,945	7,565	7,160	6,701	6,289
療育手帳	男	508	506	492	472	452
	女	334	328	323	312	297
	計	842	834	815	784	749
精神保健福 祉手帳	男	40	71	104	125	175
	女	25	50	70	105	170
	計	65	121	174	230	345
計	男	4,684	4,507	4,301	4,058	3,859
	女	4,168	4,013	3,848	3,657	3,524
	計	8,852	8,520	8,149	7,715	7,383

## 9. 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）利用者数

地域福祉権利擁護事業（日常生活支援事業）の実利用者数の推移は、図 5 の通りです。表からもわかるように、平成 19 年度（2007 年度）の実績は 11 月 1 日現在にもかかわらず、平成 15 年（2003 年）の 5 倍以上の伸びとなっています。高齢化社会が進展するにつれ、ちょっとした金銭管理や生活支援に対するニーズは増加することが予想され、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の利用者数も増加していくことが予想されます。

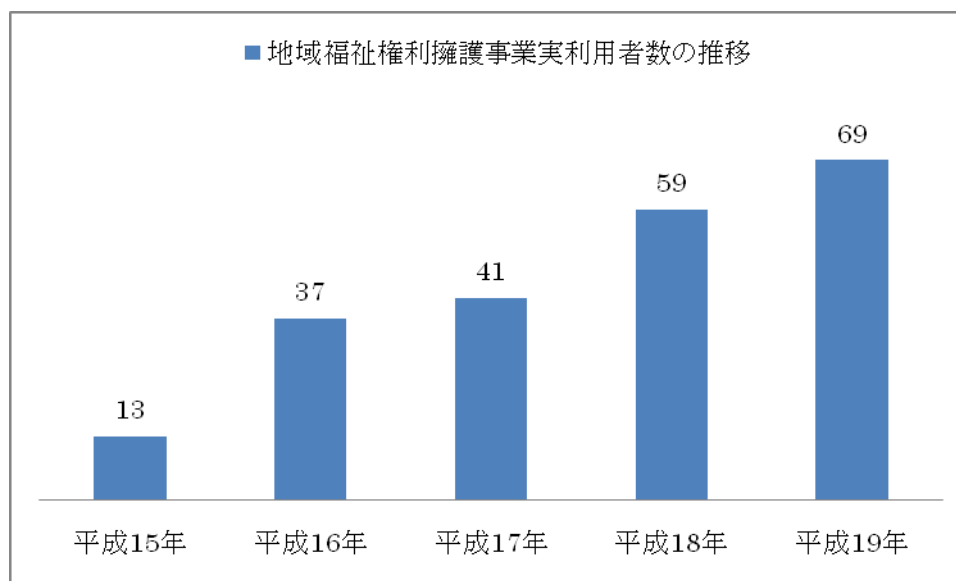


図 5 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）実利用者数の推移

## 10. 生活保護の実施状況

生活保護を受けている世帯数・保護人員数ともに、増加傾向にあります。ただし、人口の増加に伴い人口 1000 人当たりに対する被保護人員数である保護率は若干減少しています（表 9）。

表 9 生活保護世帯、保護人員、保護率の推移

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
保護世帯	1,114	1,163	1,281	1,291	1,335
保護人員	1,628	1,673	1,818	1,820	1,852
保護率	13.0	12.3	10.8	10.8	10.9

保護率は 1000 分の 1 (‰)

# 編 集 委 員 会

## 松阪市地域福祉計画編集委員会委員名簿

(五十音順)

役 職	氏 名	選出団体・機関等
委員長	永田 祐	愛知淑徳大学
副委員長	松田美智子	松阪市民生委員児童委員協議会連合会
委 員	大槻 広 忠	松阪市ボランティア連絡協議会
〃	岡田 宗 次	一般公募
〃	黒谷 敦 子	松阪市民生委員児童委員協議会連合会
〃	世古 成 美	三重県立宇治山田高等学校生徒
〃	世古 佳 清	松阪市身体障害者福祉協会
〃	高瀬 良 弘	松阪市ボランティア連絡協議会
〃	田上 勝 典	一般公募
〃	田中 葵	一般公募
〃	徳田 弘 司	松阪市自治会連合会
〃	中山 清 治	松阪市福祉事務所
〃	西山 久 司	松阪市社会福祉協議会
〃	花井 忠 和	一般公募
〃	馬場 榮一郎	松阪市老人クラブ連合会
〃	前川 稔	松阪市民生委員児童委員協議会連合会
〃	前野 邦子	松阪市民生委員児童委員協議会連合会
〃	渡部 榮 司	松阪市高齢者福祉サービス連絡協議会

(敬称略)



## 松阪市地域福祉計画編集委員会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、松阪市地域福祉計画を策定にあたり、国が示した「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の在り方について」(平成14年1月28日社会保障審議会福祉部会)の計画に盛り込むべき事項を松阪市の地域福祉づくりに反映させて推進していくため松阪市地域福祉計画編集委員会(以下「委員会」という。)を設置し、委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 松阪市地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他松阪市における今後の地域福祉施策に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、20人以内の委員で組織し、次の各号に掲げるそれぞれの者で構成する。

- (1) 地域住民(一般公募、自治会、障がい者等)
- (2) 学識経験者
- (3) 福祉、保健又は医療に関係する者
- (4) 民生委員・児童委員
- (5) 松阪市社会福祉協議会
- (6) 松阪市職員

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会には、委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選によって選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 委員長は、第3条に規定する委員のほか、必要に応じて本委員会にその他関係者を出席させ説明及び意見を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から松阪市地域福祉計画の策定終了の日までとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、松阪市福祉事務所福祉課で行う。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 編集後記

松阪市の地域福祉計画の最大の特徴は、平成16年度（2004年度）から開始された地区座談会を皮切りに、100人委員会、地域福祉計画編集委員会と約4年にわたって取り組まれてきた住民参加を基本にすえて策定されたことにあるのではないのでしょうか。地区座談会で寄せられた地域に暮らす皆さんの「困りごと」を100人委員会という住民参加の組織が丁寧に整理し、松阪市で今何が必要とされているのかを検討するとともに、こうした住民の思いを「計画」として具体化するために100人委員会の14のグループを代表した住民の皆さんを中心に地域福祉計画編集委員会が組織されました。

そのため、地域福祉計画編集委員会では、こうした住民の皆さんの思いを大切にしながら、計画化していくことに留意してきました。100人委員会の各グループを代表して編集委員となられた各委員は、短い時間の中で大変なご苦勞をされながら、本計画の基本理念、基本目標、地域福祉の重点施策を協議、策定してきたのです。

ところで、地域福祉は、誰もが自分らしく地域の中で暮らし続けていくことができるそんな地域社会を地域のあらゆる人々の参加と協働で作りに出していく取り組みです。そして、そのための施策や取り組みを協議し、方向づけるのが地域福祉計画です。松阪市の地域福祉計画では、「だれもが主役 地域の絆による支え合いのまち松阪」という基本理念が定められました。今後は、この住民の皆さんが中心となって打ち立てた基本理念を現実のものとしていくため、あらゆる関係者が努力していかなければなりません。

松阪市には、地域福祉計画の策定過程で積み上げてきた住民の力があります。この息吹を大切に、松阪市民一人ひとりがこの計画を基本に新しい松阪の地域福祉をつくりあげていくことを願ってやみません。

私は、編集委員会での住民の委員の皆さんの熱心で真摯な議論から、たくさんのごことを学ぶことができました。編集委員会では、松阪市ではこんなにもすばらしい方が地域福祉の推進に尽くしているのだということを実感し、感服することの連続でした。

地域福祉計画は、行政計画です。松阪市がこうした熱心な住民の皆さんの思いを受け止め、この住民参加の芽を摘むことなく、地域福祉の推進に尽くしていただくことをお願いして、策定のご挨拶といたします。

平成20年3月

松阪市地域福祉計画編集委員会  
委員長 永田 祐  
(愛知淑徳大学 専任講師)

## 松阪市地域福祉計画

～だれもが主役 地域の絆による支え合いのまち松阪～

●発行／松阪市

●発行／松阪市福祉部（福祉事務所）福祉課

〒515-8515

三重県松阪市殿町1340番地1

TEL 0598-53-4089

FAX 0598-26-9113

E-mail : [fuk.div@city.matsusaka.mie.jp](mailto:fuk.div@city.matsusaka.mie.jp)



小さな出会いとふれあいを  
大きな絆に育てる  
支え合いのまち、松阪。

